

# 米子西高等学校

## 危険等発生時対処要領

### (危機管理マニュアル)

鳥取県立米子西高等学校  
令和7年1月

平成22年4月 危機管理マニュアル作成  
平成29年 地震について改定  
令和5年 9月 全面改訂  
12月 不審者侵入について挿入  
令和7年 1月 一部改訂、資料編を追加

目次（巻末に「資料編」を添付し、年度更新するものとする。）

1	危機管理マニュアルの基本事項	
1-1	危機管理マニュアルの目的と位置づけ	3
1-2	危機管理の考え方	4
1-3	危機管理マニュアルの運用方法	4
2	事前の危機管理	
2-1	現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	4
2-2	危機の未然防止策	
	①未然防止のための体制	4
	②点検	5
	③傷病者発生防止対策	5
	④犯罪被災防止対策	6
	⑤火災予防策	6
	⑥教育活動の様々な局面における未然防止策	7
2-3	危機発生に備えた対策	
	①緊急時の体制整備	7
	②施設・設備・備品の整備	8
	③家庭・地域・関係機関との連携	9
	④避難計画・避難訓練	9
	⑤教職員研修	9
	⑥安全教育	9
3	発生時（初動）の危機管理	
3-1	傷病者発生時の対応	10
3-2	犯罪被災発生時の対応	21
3-3	交通事故発生時の対応	23
3-4	災害発生時の対応	24
3-5	その他の危機事象の発生時の対応	31
3-6	校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応	32
4	事後の危機管理	
4-1	事後（発生直後）の対応	
	①生徒等の安否確認	32
	②引渡しと待機	33
	③保護者・生徒・報道機関への対応	34
	④教育活動の継続	35
	⑤避難所運営への協力	35
4-2	心のケア	35
4-3	調査・検証・報告・再発防止等	35

## 1 危機管理マニュアルの基本事項

### 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

米子西高等学校危険等発生時対処要領（以下危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第29条に基づき、学校管理下で事故が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成しました。

また本校は、一部敷地が土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害防止法第8条の2に基づいて避難確保計画を策定しています。

危機管理マニュアルは、実際危機に直面した時の対応を示してスムーズな運用ができるよう策定しました。併せて、本校の**学校安全計画（資料編 1）**により施設安全点検・避難訓練等を計画して未然に生徒等の危機の減退を図ります。

#### 【学校保健安全法（抜粋）】

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては第10条の規定を準用する。

#### 【土砂災害防止法（抜粋）】

##### 第8条の2

前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

## 1-2 危機管理の考え方

危機管理マニュアルは、役割を与えられているすべての人員がそろっていることを想定したものとなっています。しかし、危機発生時に出張・休暇で教職員が学校にいないことも考えられ、想定を超えた対応を要求されることもあります。どのような場合であっても、生徒等の生命・健康等を最優先に考え、マニュアルに沿って臨機応変に対応してください。

危機管理マニュアルは、想定しうる様々な危機事象に対して、事前・発生時・事後の3段階の対応について示すことにしています。また、危機事象の「発生時の対応」については、フロー図を使って分かりやすく示しています。

## 1-3 危機管理マニュアルの運用方法

全ての教職員が危機管理マニュアルの内容を理解するため、年度当初に図上避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの保管場所を周知し、日頃から手に取っていただくようにします。また、生徒・保護者・地域住民や各関係機関にも認識していただけるよう、危機管理マニュアルの一部を学校ホームページに掲載します。

事象発生の場合に備えて、危機管理マニュアルを教務室（教頭席後方）・事務室・保健室・体育教官室に準備しておくこととします。なお見直しについては、年度末検討時に項目を挙げて議論をすすめ、改善点を翌年度までには反映させます。

## 2 事前の危機管理

### 2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

- ・本校は、大谷町の山を切り崩して校地を造成し、昭和62年に錦町校舎から大谷校舎へ全面移転しました。山を切り崩した付近にある産業振興棟・第二体育館・部室等・弓道場の一部が、土砂災害警戒区域に指定されており、地震や大雨等の際には、特に注意が必要です。（本校の生徒数及び職員数 資料編 3）
- ・学校で起こり得る危機事象について、大きく「生活安全」「交通安全」「災害安全」という3つの領域をカバーして想定することとします。
- ・米子市の災害ハザードマップによると、本校は海拔40mあり津波災害に遭うことは想定されていません。
- ・本校は、緊急避難場所・避難所としての指定は受けており、第一体育館・第二体育館と附属するトイレ・更衣室等を提供することになります。

### 2-2 危機の未然防止策

#### ① 未然防止のための体制

- ・（平常時の危機管理体制 資料編 4）

## ②点検

- ・本校は、学校保健安全法施行規則第28条に基づき、定期・臨時・日常の3種類の安全点検を計画しています。

### 学校保健安全法施行規則

#### (安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

#### 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

- ・定期的には、学期に1度実施しており、緊急の安全点検が必要な場合は臨時的に実施、日常では清掃時間を活用して実施しています。**(安全点検の流れ 資料編5)**
- ・危険箇所を洗い出すために、施設の防火管理者に点検を依頼して実施しています。
- ・この安全点検は、年度末検討のテーマとして全体での評価を行い、ヒヤリ・ハット例を改善点に加えて新年度の提案とします。

## ③傷病者発生防止対策

- ・突然死や負傷や感染症拡大などを防止するため、日常的に生徒の健康観察を行っています。毎朝、SHR時に1・2年次生はChromebookを活用してGoogle Classroomにある健康管理のフォームから自己の体調を入力して養護教諭が管理し、3年次生は直接SHRに出る担当者が体調不良者のチェックを行い、健康観察簿に記入したものを養護教諭が管理しています。
- ・突然死や病状悪化を防止するため、持病を持つ生徒については入学時に本人・保護者と面談を行っています。また、保健調査票や配慮申請用紙を活用し、生徒の疾病情報を管理し、教職員周知を行っています。
- ・電子掲示板や保健だより、保健室前の掲示板を活用し、熱中症予防や感染症予防の情報を生徒に発信しています。また、保護者にはマチコミメールを活用し、情報発信をしています。
- ・感染症拡大等の際には、昼休憩に、生徒保健委員会による放送を行い、手洗いと換気の奨励や感染症予防、熱中症予防について呼びかけます。
- ・学校内に危険な物や場所はないか、教職員で日常的に安全点検を行っています。また、年3回チェックシートを用いた安全点検を実施しています。
- ・登下校時、自転車事故による頭頸部外傷を予防するため、ヘルメットを着用するように指導しています。自転車通学生には自転車運転時のヘルメット着用を義務付け、全国交通安全週間に合わせて実施している交通安全街頭指導において、生徒にヘルメットの着用を注意喚起しています。
- ・熱中症を予防するため、多湿季等著しく不快と判断される場合は、冷房を実施しています。また、適切な水分補給を推奨するため、授業中の水分補給を許可していますし、

2学期開始から学校祭終了までの期間に登下校時と授業中における体操服着用を許可しています。(p19「暑さ指数に応じた活動の目安」及び「熱中症防止の留意点」を参照)

- アレルギー疾患を持つ生徒の情報は、生徒支援部で一元管理して、生徒支援会議を通じて各学年との情報共有を図るとともに支援部周知事項に記載して、周知を図っています。
- 食物アレルギー・アナフィラキシーを予防するために、事前にアレルゲンを把握して家庭科の調理実習時に役立てています。
- 併せて、エピペン研修を全教職員を対象に実施しています。

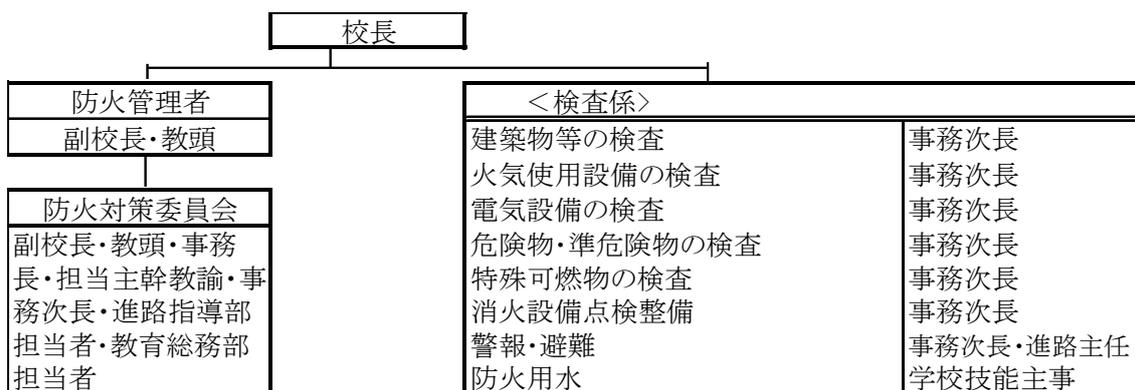
#### ④犯罪被災防止対策

- 不審者侵入を防止するため、16:50事務部により職員玄関以外を施錠しています。また、外来者については、事前にアポイントを取っていることを基本として、来訪者用名札着用の上、校舎への入館を許可しています。
- 生徒がインターネット上の犯罪の被災者・加害者にならないために、1年次生の特別活動として専門家によるSNSモラル講演会を実施しています。

#### ⑤火災予防策

- 本校の防火予防策として、火災報知機等の設備点検を実施しています。
- 本校では防火対策委員会を設置し、避難訓練の計画・立案・実施を行っています。
- 委員会は、校長・副校長・教頭・事務長・事務次長・担当主幹教諭・教育総務部担当者・進路指導部担当で構成されています。

#### ・防火対策組織



#### ・防護隊の任務分担表

班	任務	職員名	生徒	集合場所
総括	消火、防火活動の統括 拡販、消防署、警察署、市役所への連絡 保護者への連絡指示	副校長・教頭・事務長・主幹教諭・事務次長・教務主任・進路指導主事	各室長 ～担任 ～本部へ報告	グラウンド 中央
安全点検 消火	初期消火 消火活動 被害状況調査	生徒部 進路指導部		
救護	負傷者確認 応急救護	養護教諭 生徒支援部 教育総務部		
安否確認 避難誘導	集合場所および安全な場所への誘導 人員確認と報告	授業中の教科担任、正担任		

## ⑥教育活動の様々な局面における未然防止策

- ・各教科の学習時間帯には、教科担当者が実施場所の環境に気を配りながら実施し、異常がある場合には管理職に連絡をして、改善に努めます。
- ・体育などの実技教科の場合は、準備運動の時間をとり、怪我の防止に努めます。
- ・部活動において各部顧問に対して、毎月の活動計画表と実績表の管理職への提出を求め、計画的な活動を実践することで安全な部活動経営とするとともに、年間の指導計画や一週間の部活動計画・日々の活動内容などを示した部活動シラバスを公開し、安全に配慮した活動することとしています。
- ・校外活動や校外行事に関して、事前指導を通して安全の確保に努めることを徹底します。

## 2-3 危機発生に備えた対策

### ①緊急時の体制整備

- ・職員の非常参集について

		台風・大雪・大雨	地震
	集合基準	・JR が運休 ・各種警報発令 ・警戒レベル3～5の何れか発令	・震度4～5弱 ・震度5強以上は緊急避難
平日	集合場所	・校長室又は小会議室	・校長室又は小会議室
	連絡方法	・校内放送	・校内放送又はハンドマイク
	参集対象	・管理職、主幹教諭、教務主任、 学年主任等	・校務委員会メンバー
	その他	・教務室に職員を集め、決定事項 を職員に伝達	・教務室に職員を集め、決定事項を 職員に伝達
夜間 休日	連絡方法	・メール、電話連絡	・メール、電話連絡
	参集対象	・校長、副校長、教頭等	・校長、副校長、教頭等 (場合によっては、学校集合)
	その他	・決定事項をマチコミで職員、保 護者に連絡	・決定事項をマチコミで職員、保護 者に連絡

・非常参集途上、大雨・大雪・地震等による車両通行止め等のため学校に向かうことができない場合は、無理な出勤はしません。

・事故・災害発生時の学校安全管理に関する組織体制（役割分担）

【校長　－　副校長　－　教頭　－　事務長　－　主幹教諭】…意思決定

【教務主任・進路指導主事・生徒指導主事・生徒支援主任・企画推進主任・各学年主任】

… 情報収集

【正担任・分掌各員等】…生徒への伝達、避難誘導等実務

※出張・休暇等で不在の場合は、それぞれカテゴリーの中で役割を果たします。

- ・組織の設置基準は、上表の職員集合基準に準じて設置します。
- ・保護者・職員・関係機関との緊密な連絡のため、連絡手段として学校ホームページ・マチコミメール・電話連絡を想定していますし、生徒には Google Classroom を連絡手段として想定しています。
- ・危機（台風、大雨等）発生の際の生徒の登校の判断については、「気候条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について」（資料編 8）にも記載しているとおり、生徒は「自らの命は自らが守る」意識をもって慎重な判断を行うことを担任等が繰り返し生徒に周知を図ります。

## ②施設・設備・備品の整備

- ・事故・災害発生時における情報収集のため、テレビにおける情報収集や米子市の防災無線利用や気象庁発表の情報収集のためインターネットの活用、停電時に利用するための防災ラジオを準備しています。
- ・災害状況下での停電を想定して、チャイム用の鐘や連絡用のハンドマイクを準備し、全体への周知のためのホワイトボードを用意しておきます。
- ・火災をはじめとする災害発生時の緊急持ち出し品は各クラスの出席簿だけであり、通常の授業中であれば、多くは授業実施者が授業に持参しているのでそのまま持ち出しますが、教務室の保管場所においてある出席簿については、教務担当者が持ち出します。
- ・重要書類の滅失等を防ぐため、紙媒体で残すものについては耐火金庫に保管しておきます。
- ・事故・災害等の対応に用いるための図面は、学校要覧に記載されていますのでこれを活用します。
- ・事故・災害等の対応を記録するための様式を別途定め、教育総務部が記録し、教務日誌に綴じこむようにします。
- ・事故・災害等に備えた備蓄品・備品について、内容・保管場所等を事務次長が整理・管理するようにします。

- ・備蓄品・備品の定期的な確認・更新について、事務次長が実施しています。

### ③家庭・地域・関係機関との連携

- ・危機事態の発生に備えて、家庭との連携のために、学校における生徒の引き渡し方法について、PTAで協議したうえで、その内容を学校運営協議会に諮って運用を進めていきます。
- ・危機事態の発生時には、管理職が鳥取県教育委員会事務局高等学校課の本校担当者あるいは高等学校課指導担当係長に連絡を取り、第一報を入れます。本校として実施を考えている対応を提案するとともに、高等学校課の指示を受けて対応します。
- ・米子市から避難所として設営要請があった場合、第一体育館・第二体育館・その他(トイレ・更衣室・廊下・トレーニング室)を避難所として設営します。

### ④避難計画・避難訓練

- ・本校では火災における避難計画を主軸に、地震・土砂災害を想定した訓練を実施します。( 避難経路 資料編6 及び 避難時の集合体系 資料編7 )
- ・避難計画・避難訓練については、防火対策委員会で目的が明確な計画を審議して訓練を実施し、反省にもとづいて計画を立案します。
- ・米子市が主体となって計画する大規模な避難訓練がある場合、米子市と連携して訓練を実施するように計画を見直します。

### ⑤教職員研修

- ・防火対策委員会では、避難計画・避難訓練を計画立案するとともに、職員研修の内容についても審議します。年度当初の図上避難訓練のほかに、必要な職員研修を立案します。なお、避難訓練については状況想定型訓練としています。
- ・学校安全に関する校外研修等には、内容に応じて教職員を派遣するようにします。

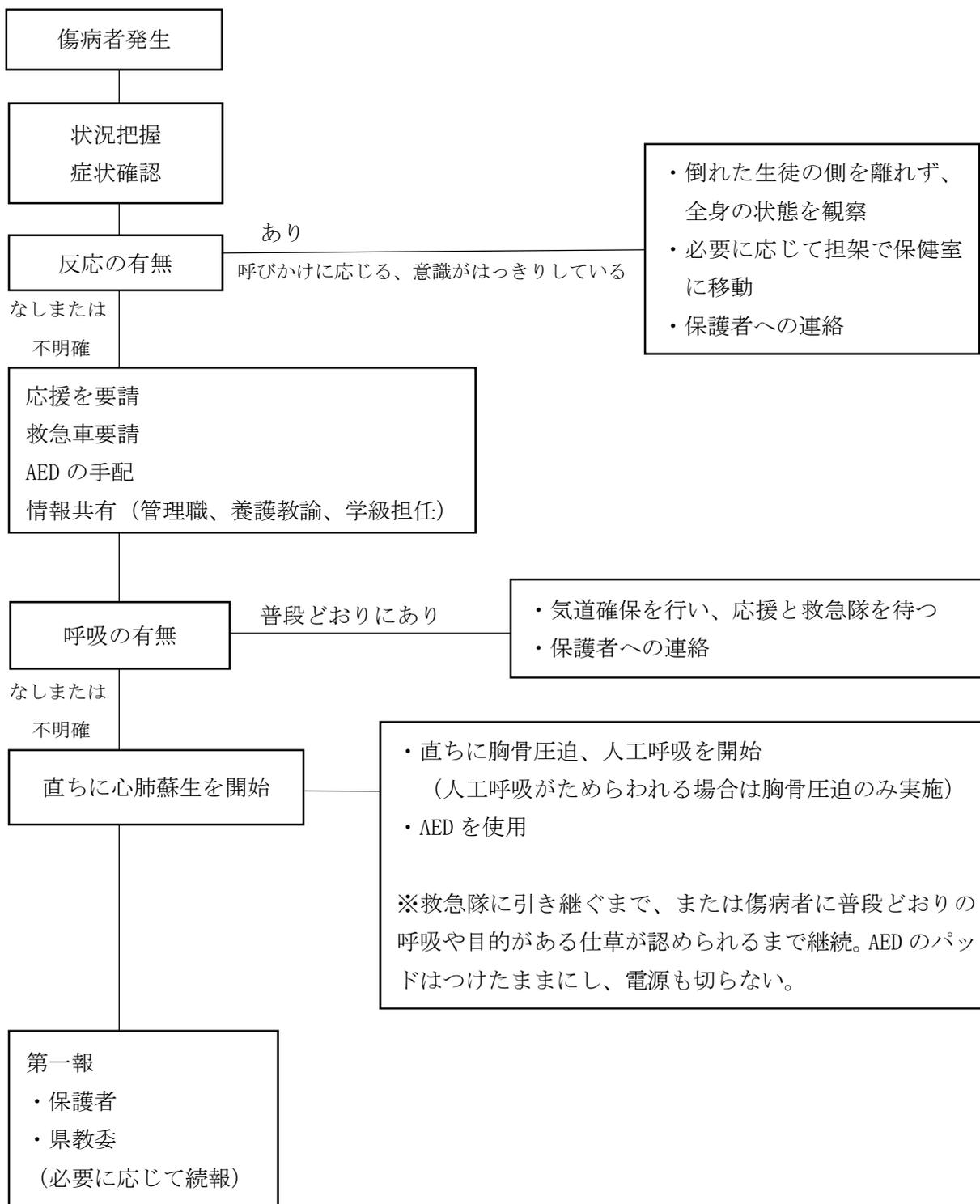
### ⑥安全教育

- ・生活安全に関して、部活動における救急対応・熱中症対応等の講習会を毎年開き、予防に努めます。
- ・交通安全に関して、登下校時におけるヘルメット着用勧奨及び交通ルールの遵守についてSHR等で生徒に周知の徹底を図る等、事故の予防に努めます。
- ・災害安全に関して、本校では臨時休業等の基準について定め、このなかで「自らの命は自らが守る」ことを基本に行動するよう提唱しています。
- ・就将地区指導委員会と連携し、合同の交通安全指導を実施するようにしています。
- ・安全教育や指導計画については、臨機応変に対応するために随時微調整を図るようにしています。

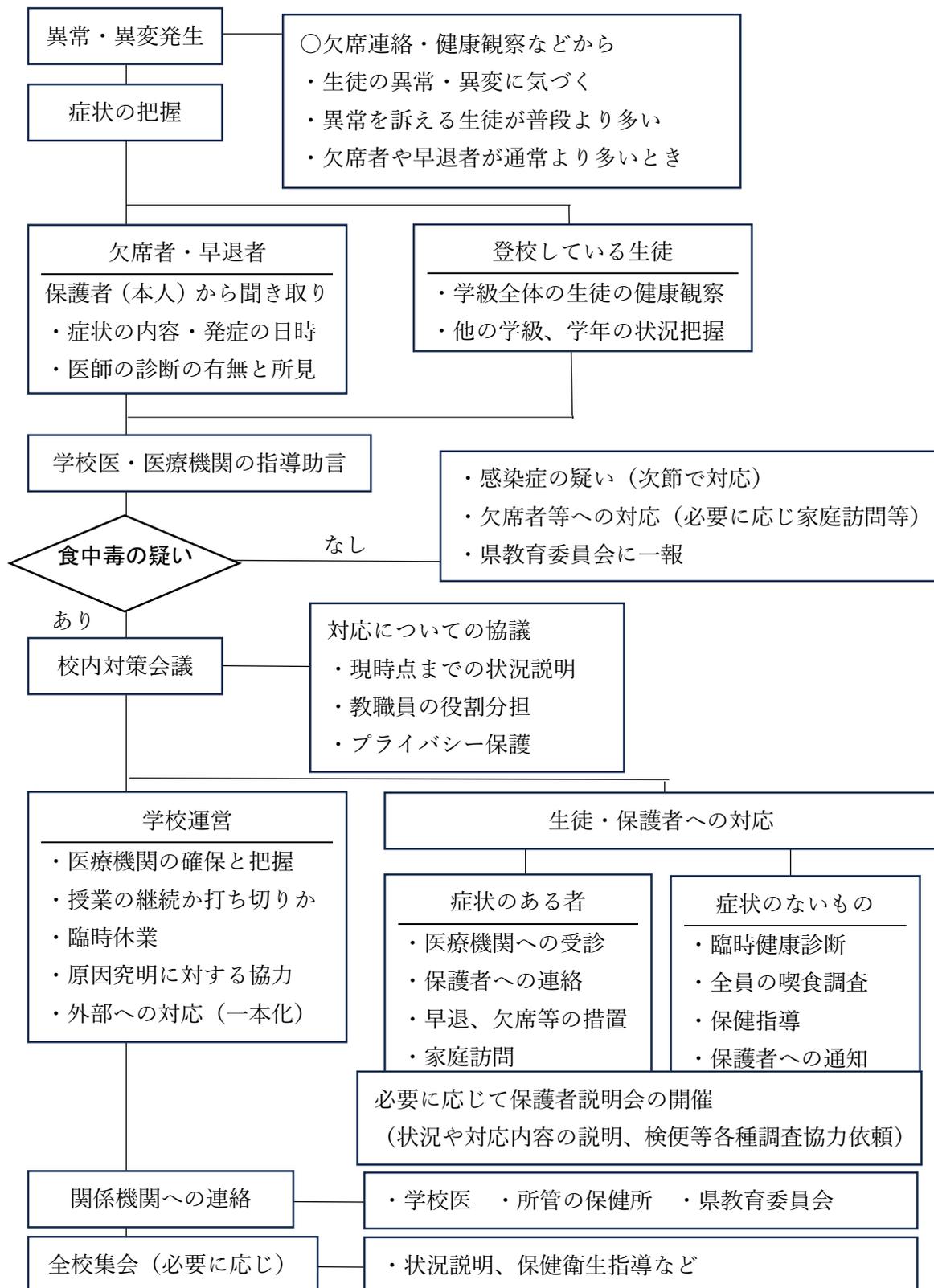
### 3 発生時（初動）の危機管理

#### 3-1 傷病者発生時の対応

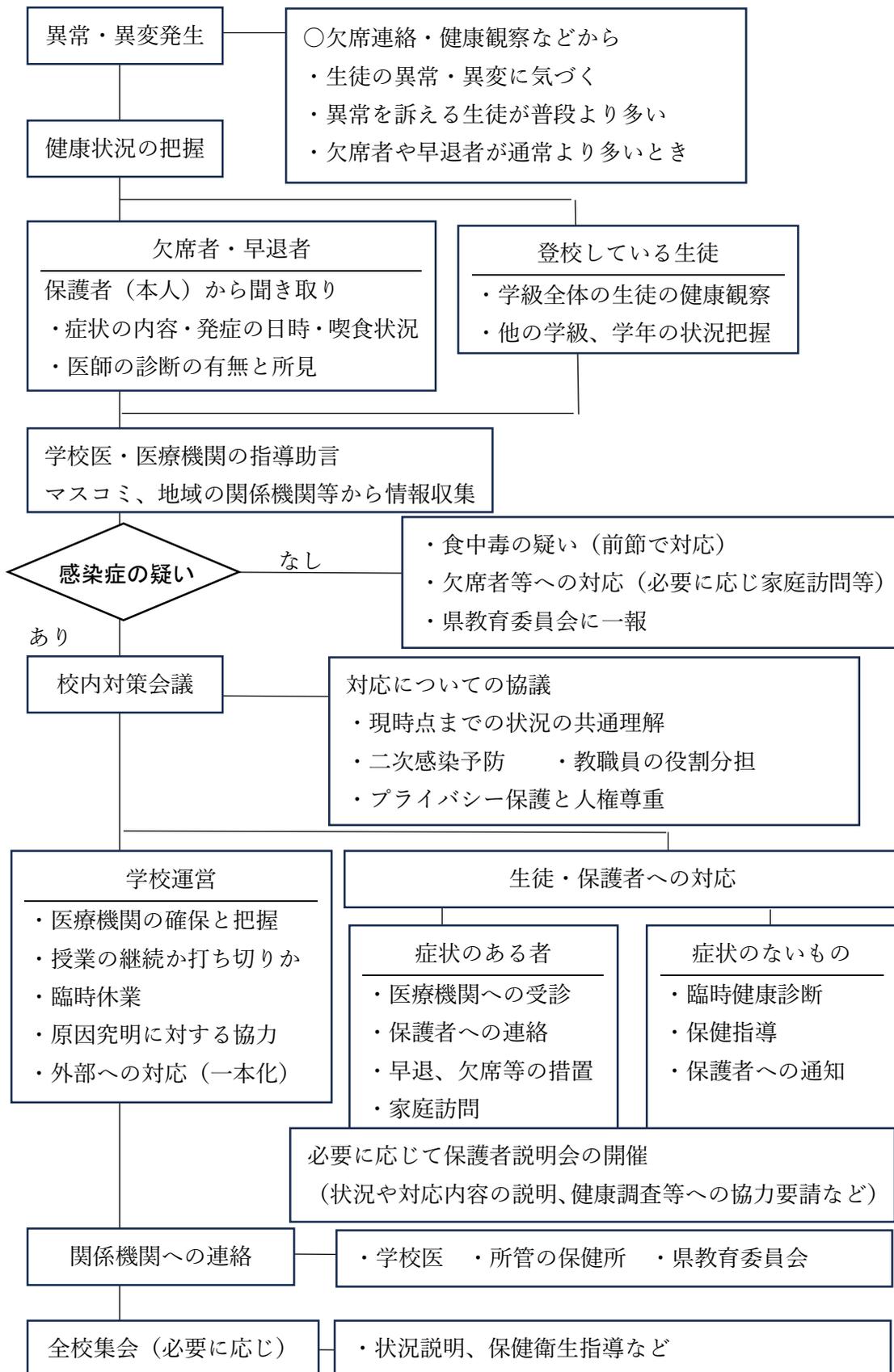
(1) 一般的な傷病発生時の基本対応（原因不明で急に生徒が倒れた場合等）



(2) 食中毒発生時の対応



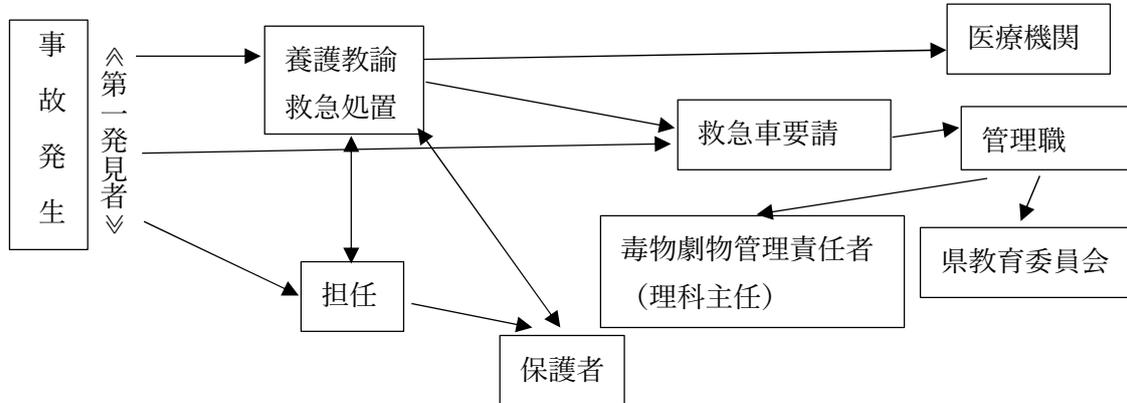
(3) 感染症発症時の対応



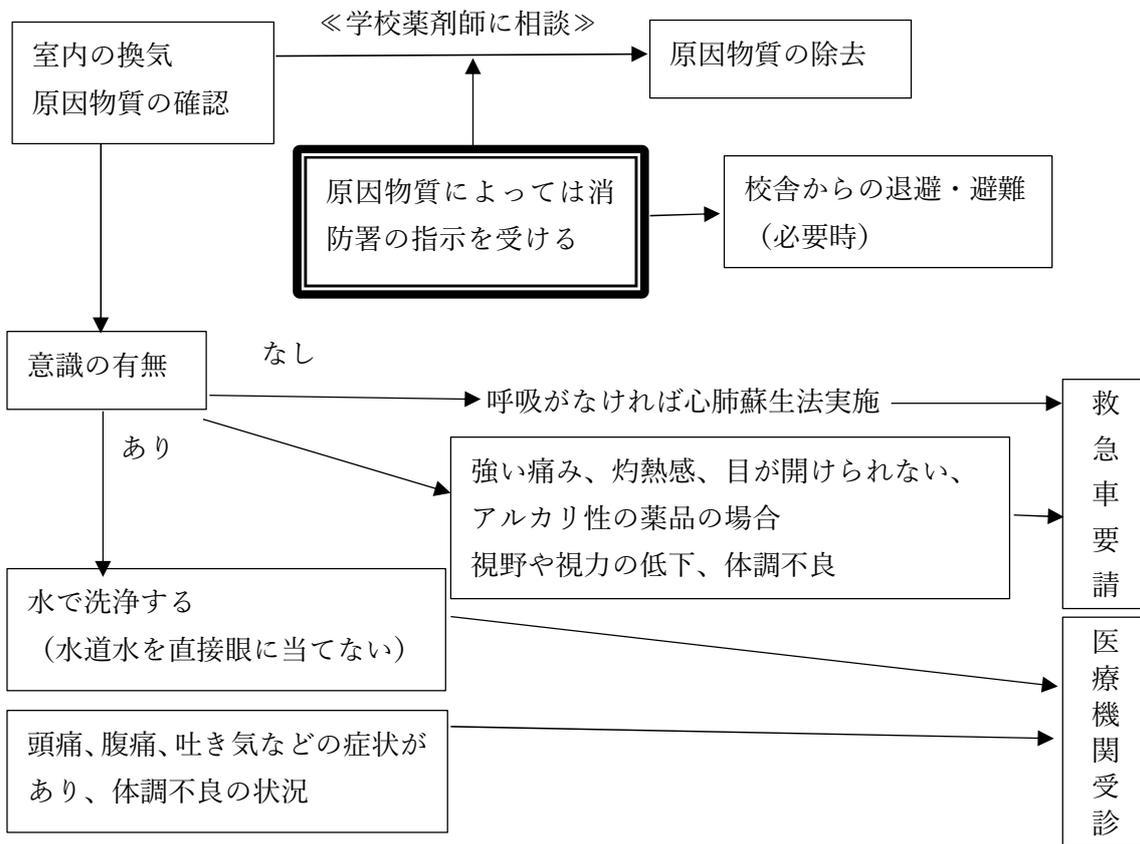
(4) 薬品事故発生時の対応

A 目に入った場合

1 救急体制・連絡網



2 初期対応の概要



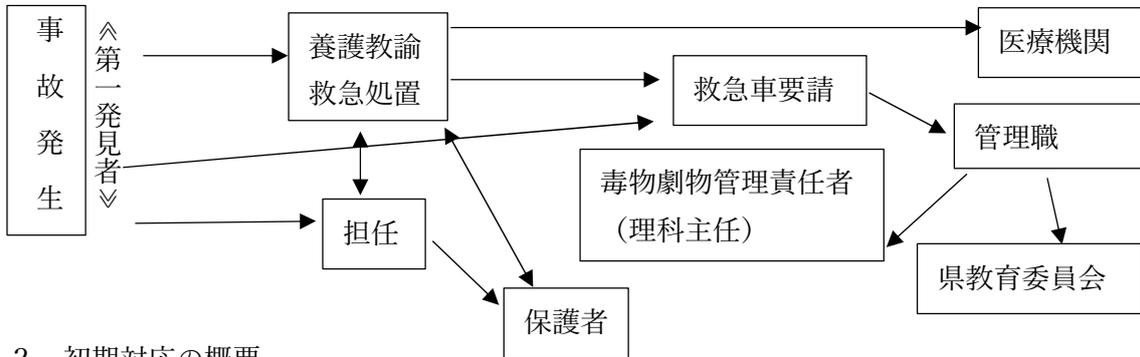
3 学校医・薬剤師への報告

4 職員への周知

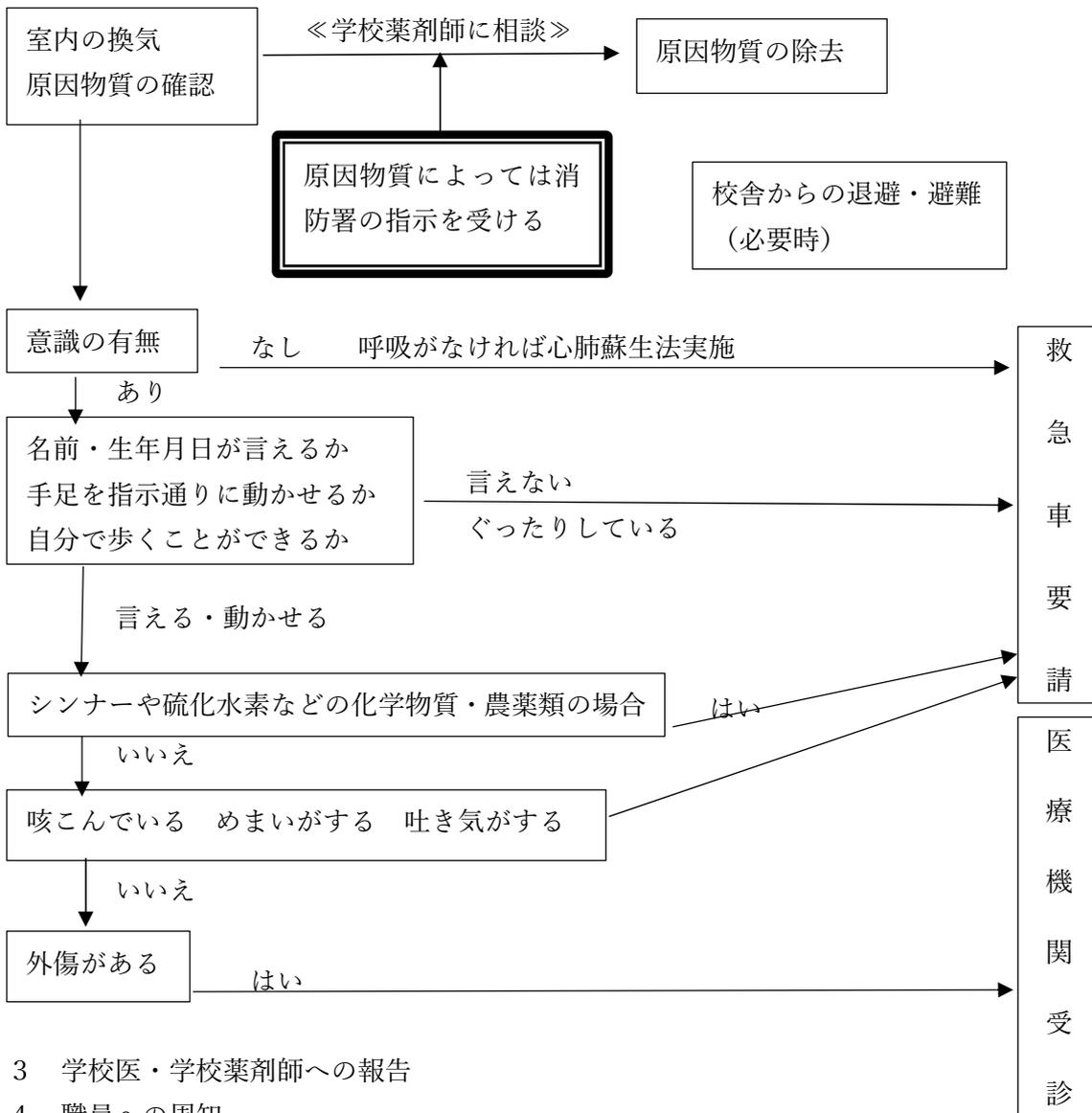
5 保護者・生徒宛文書の作成

B 吸入した場合

1 救急体制・連絡網



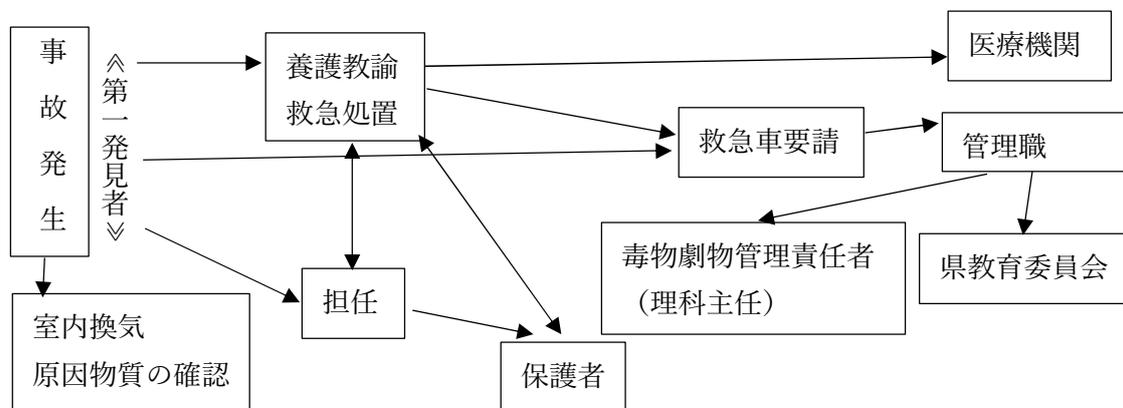
2 初期対応の概要



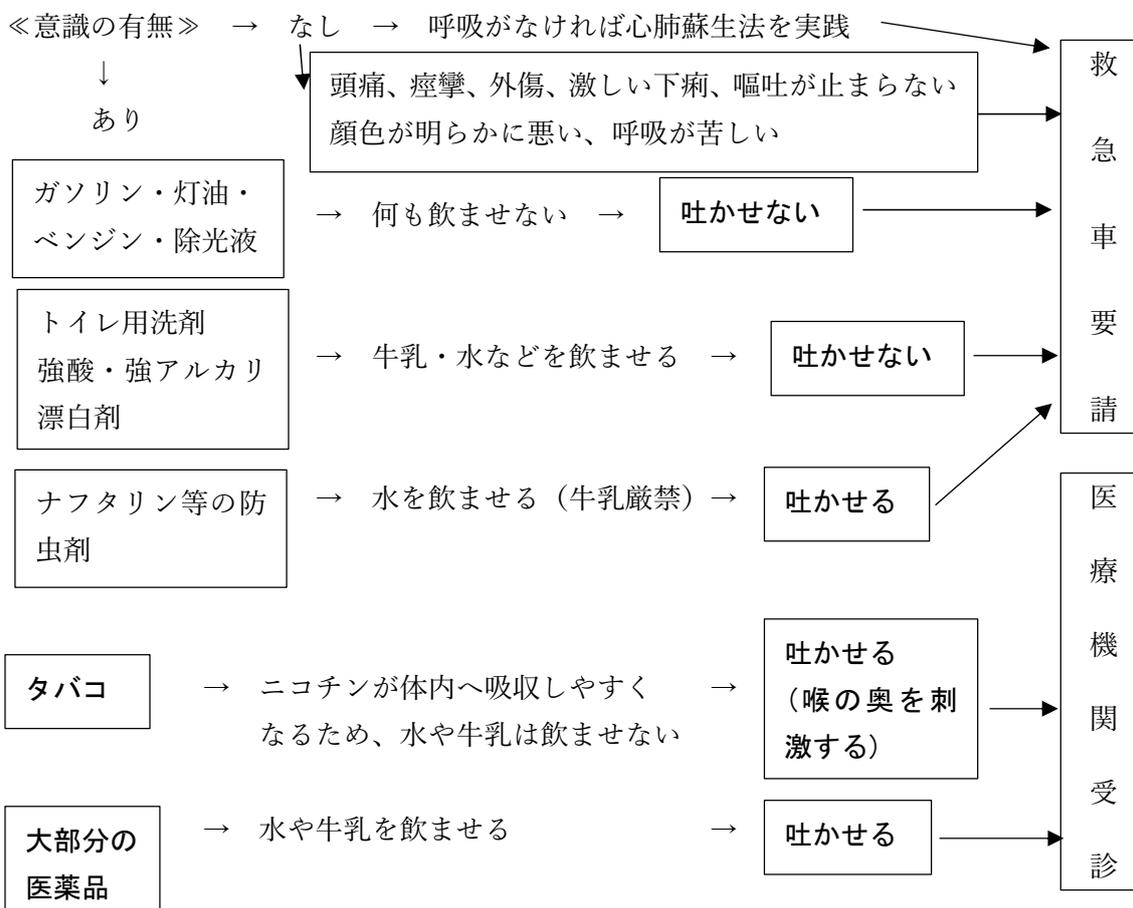
- 3 学校医・学校薬剤師への報告
- 4 職員への周知
- 5 保護者・生徒宛文書の作成

C 誤飲の場合

1 救急体制・連絡網



2 初期対応の概要

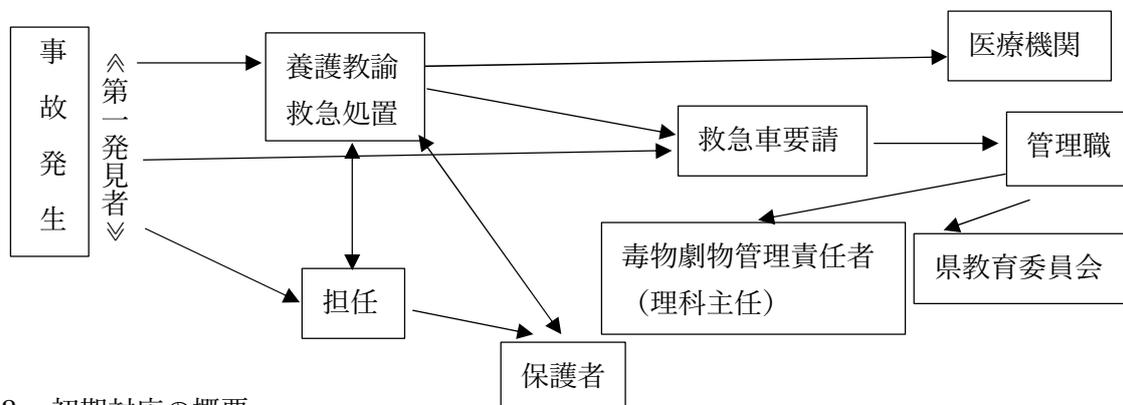


**重要！！ 医療機関を受診する場合は、誤飲した物を持参すること！**

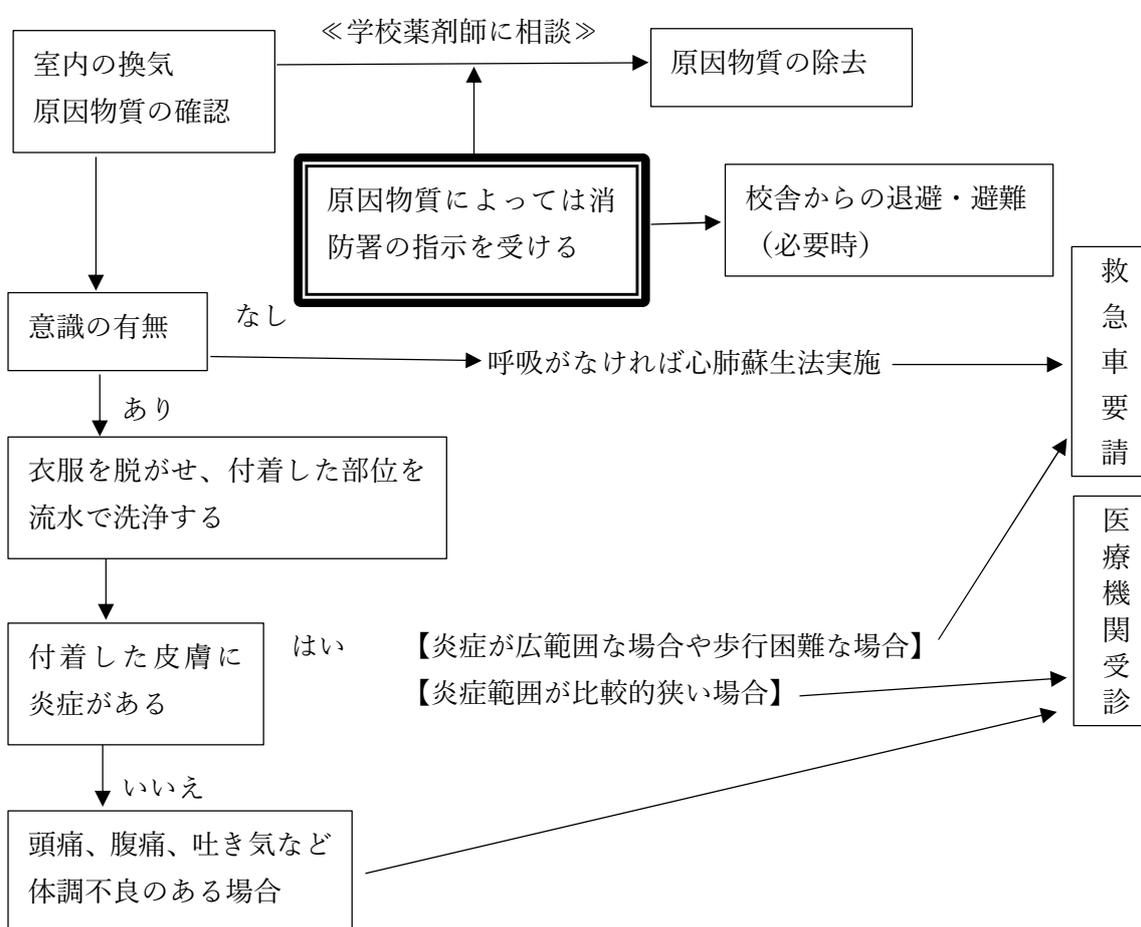
- 3 学校医・学校薬剤師への報告
- 4 職員への周知
- 5 保護者・生徒宛文書の作成

## D 薬品が皮膚に付着した場合

### 1 救急体制・連絡網



### 2 初期対応の概要

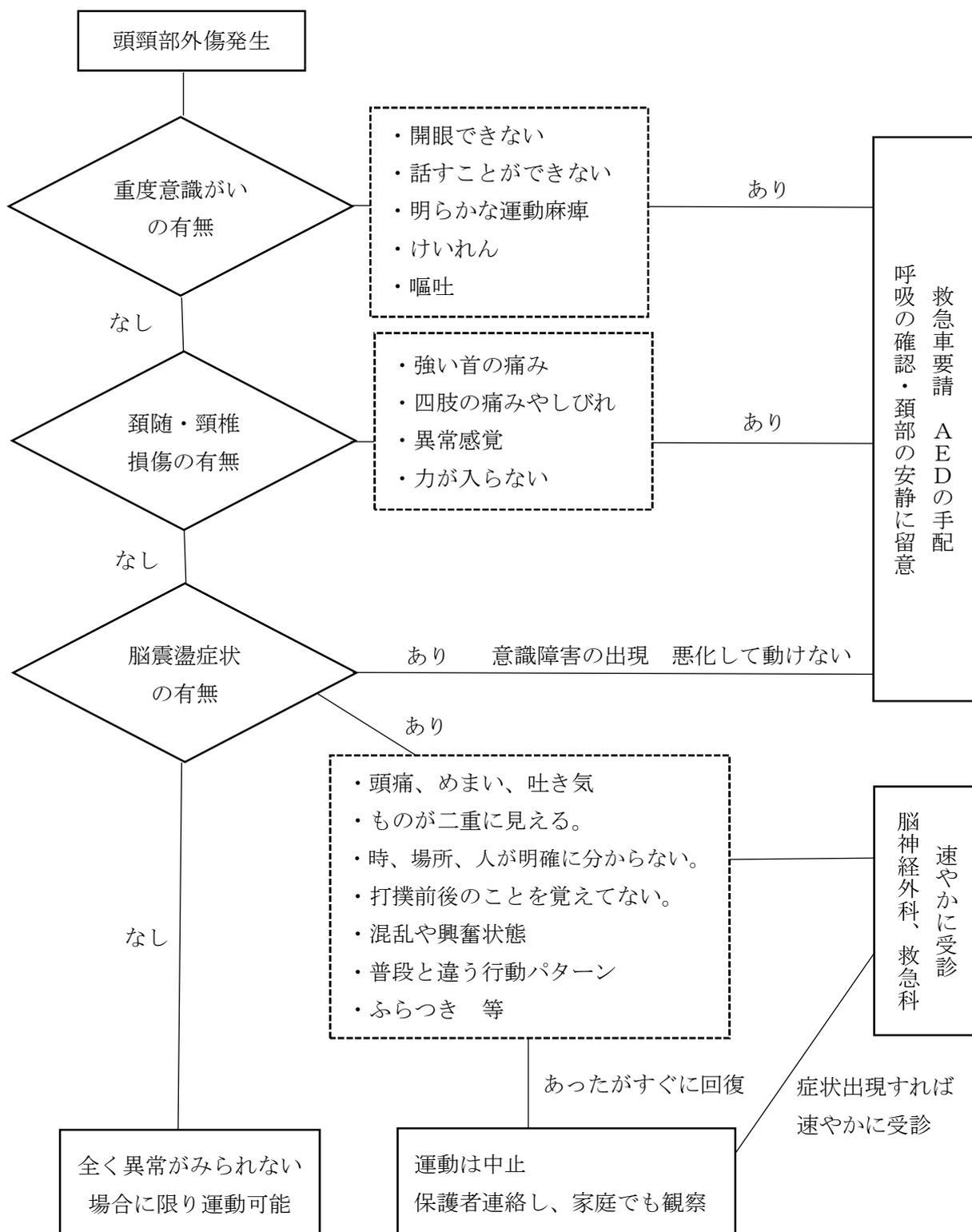


### 3 学校医・薬剤師への報告

### 4 職員への周知

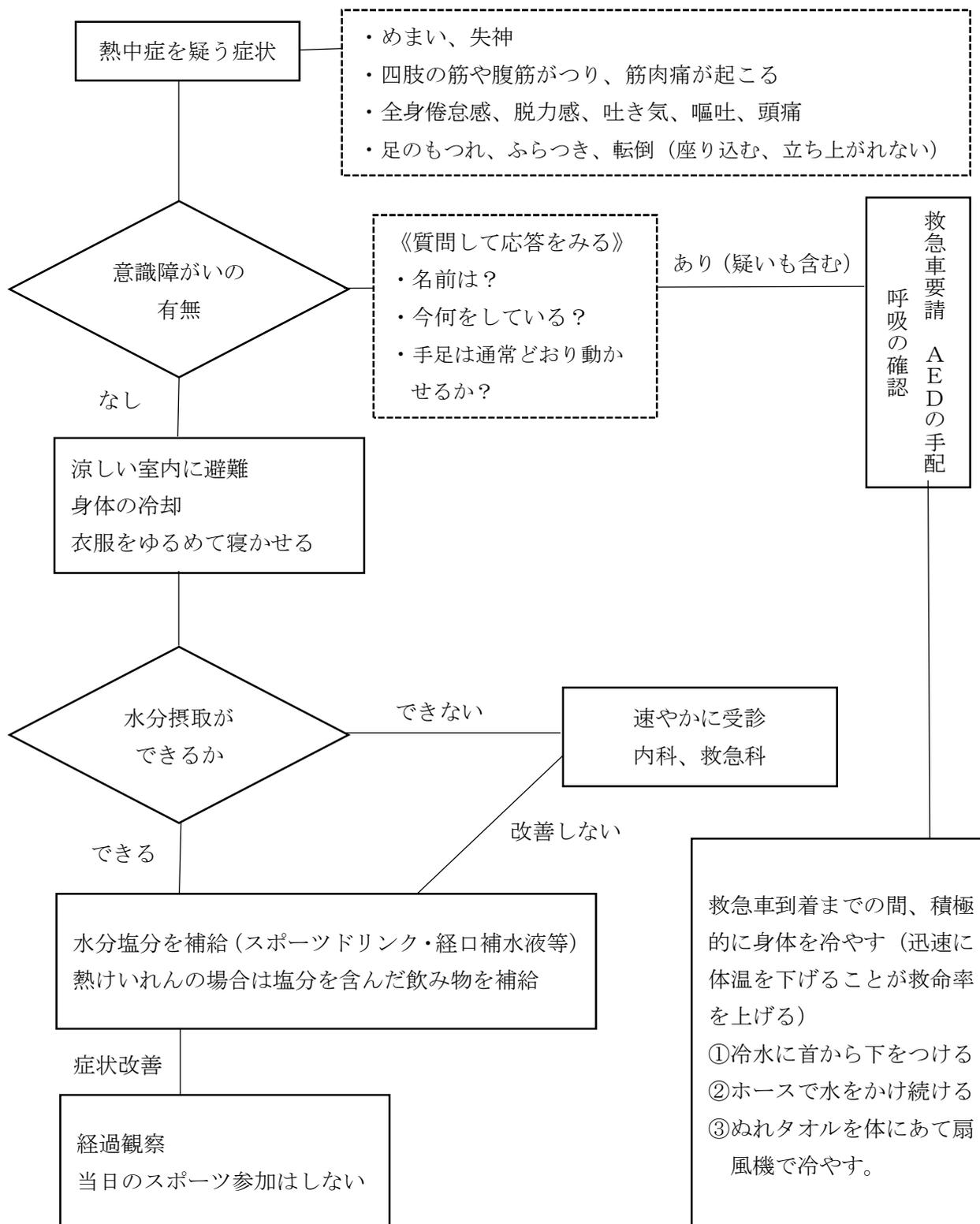
### 5 保護者・生徒宛文書の作成

(5) 頭頸部外傷が発生した場合



(6) 熱中症が発生した場合

熱中症発生時の対応



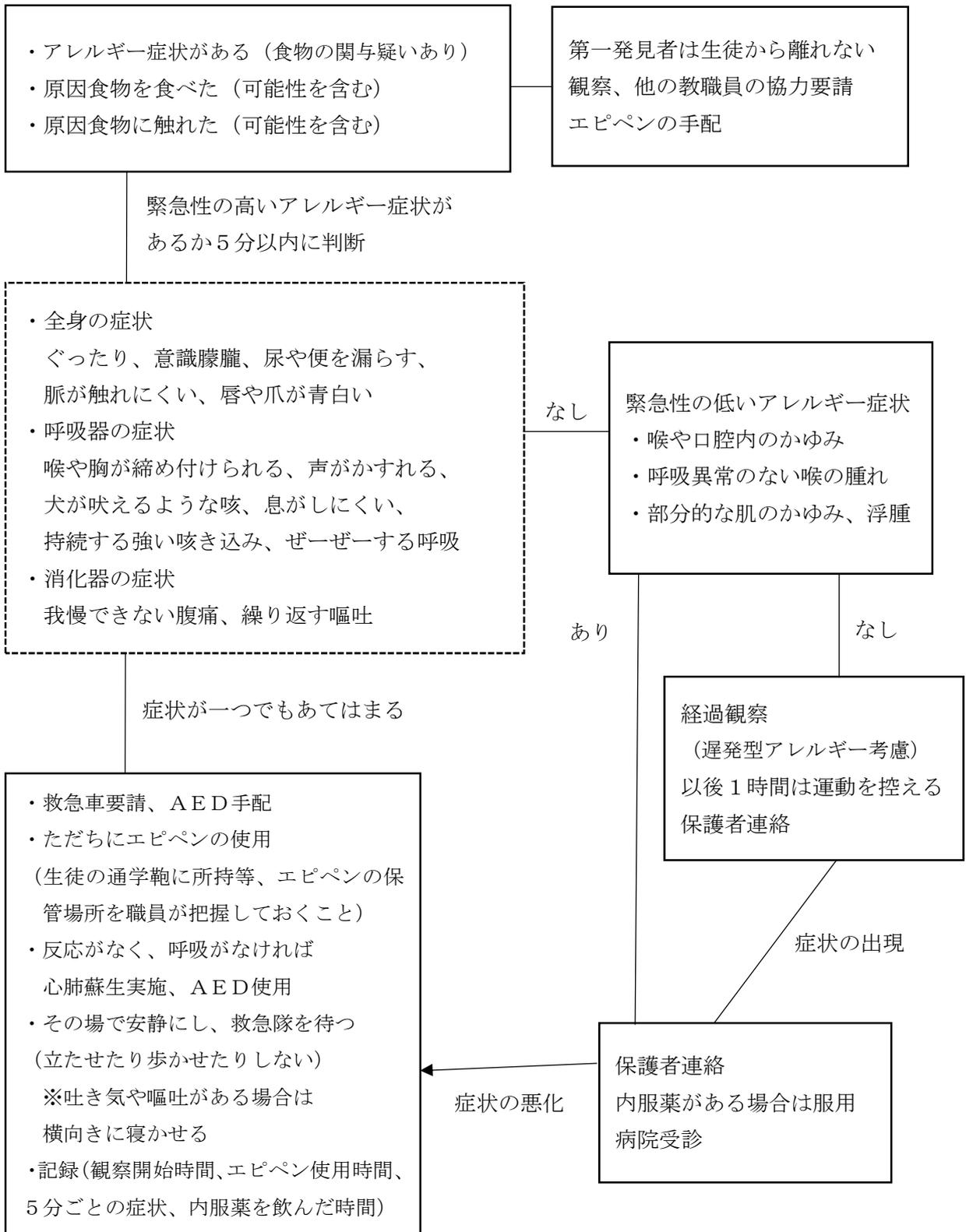
### A 暑さ指数に応じた活動の目安

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安	日常生活における 注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上		外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。
28～31℃	すべての生活活動で起こる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10分～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 積極的に休憩をとり適宜水分・塩分を補給する。30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

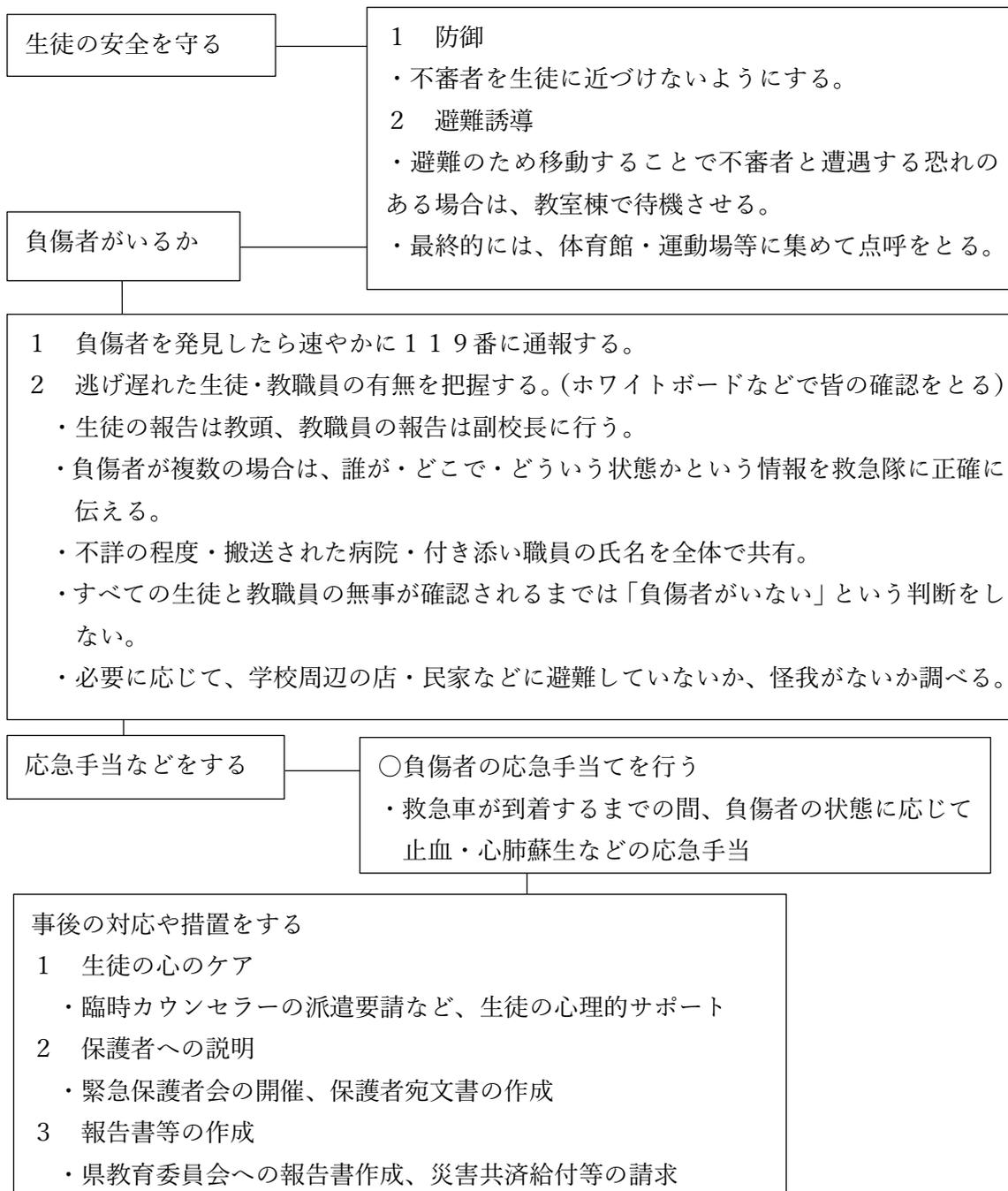
### B 熱中症防止の留意点

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。</li> <li>・急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。</li> </ul>
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</li> <li>・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中や運動後の健康観察を行う。</li> <li>・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。</li> <li>・衣服の状況など：衣服は透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。</li> </ul>
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくい但实际上は発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいため注意する。</li> <li>・水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</li> <li>・休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。</li> </ul>

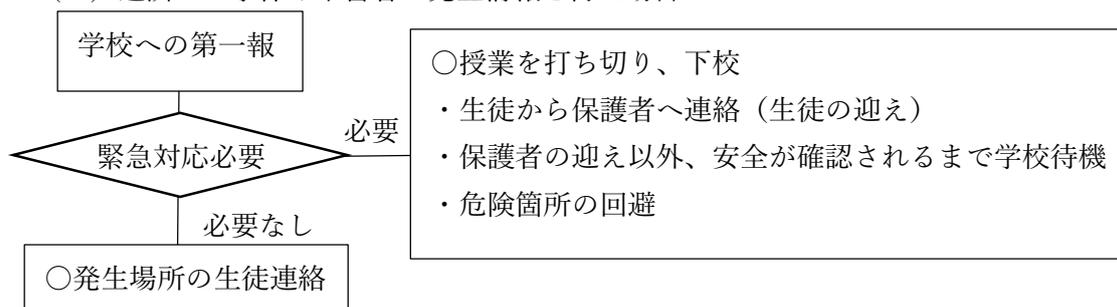
(7) 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した(又は疑われる)場合



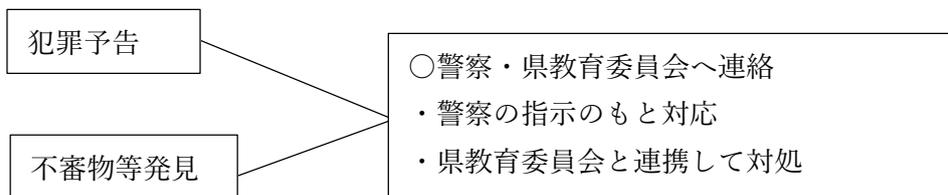
(3) 緊急事態発生 事後の対応



(4) 近隣での事件や不審者の発生情報を得た場合

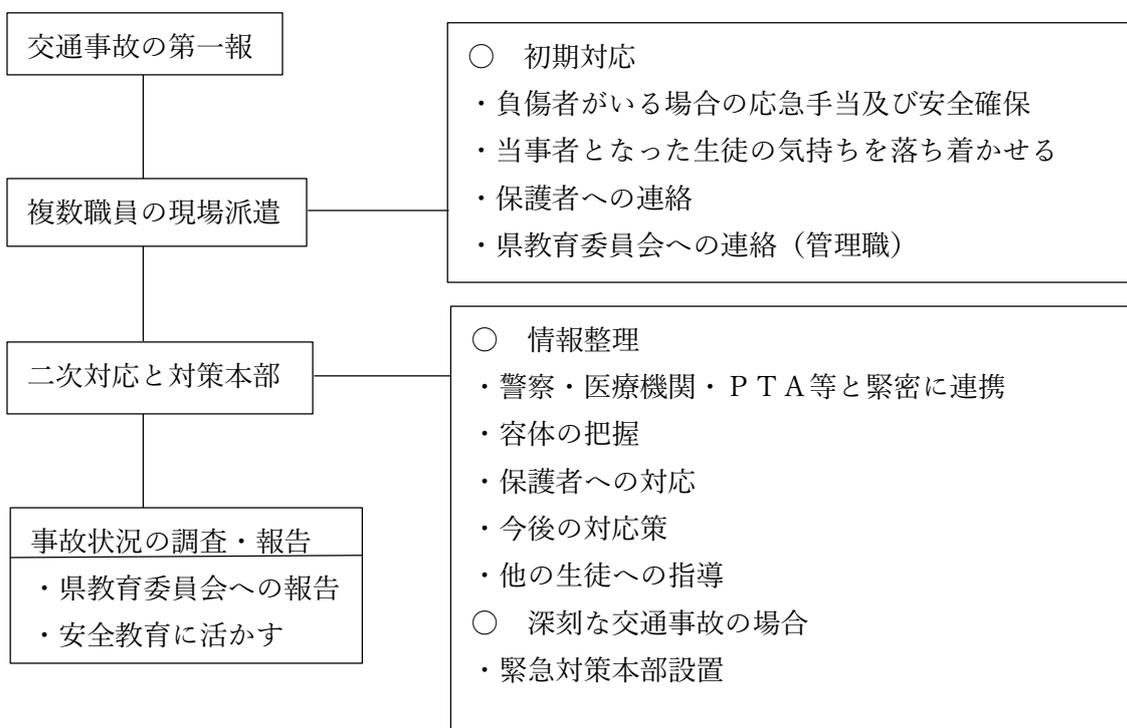


(5) 学校への犯罪予告や校内に不審物等があった場合



3-3 交通事故発生時の対応

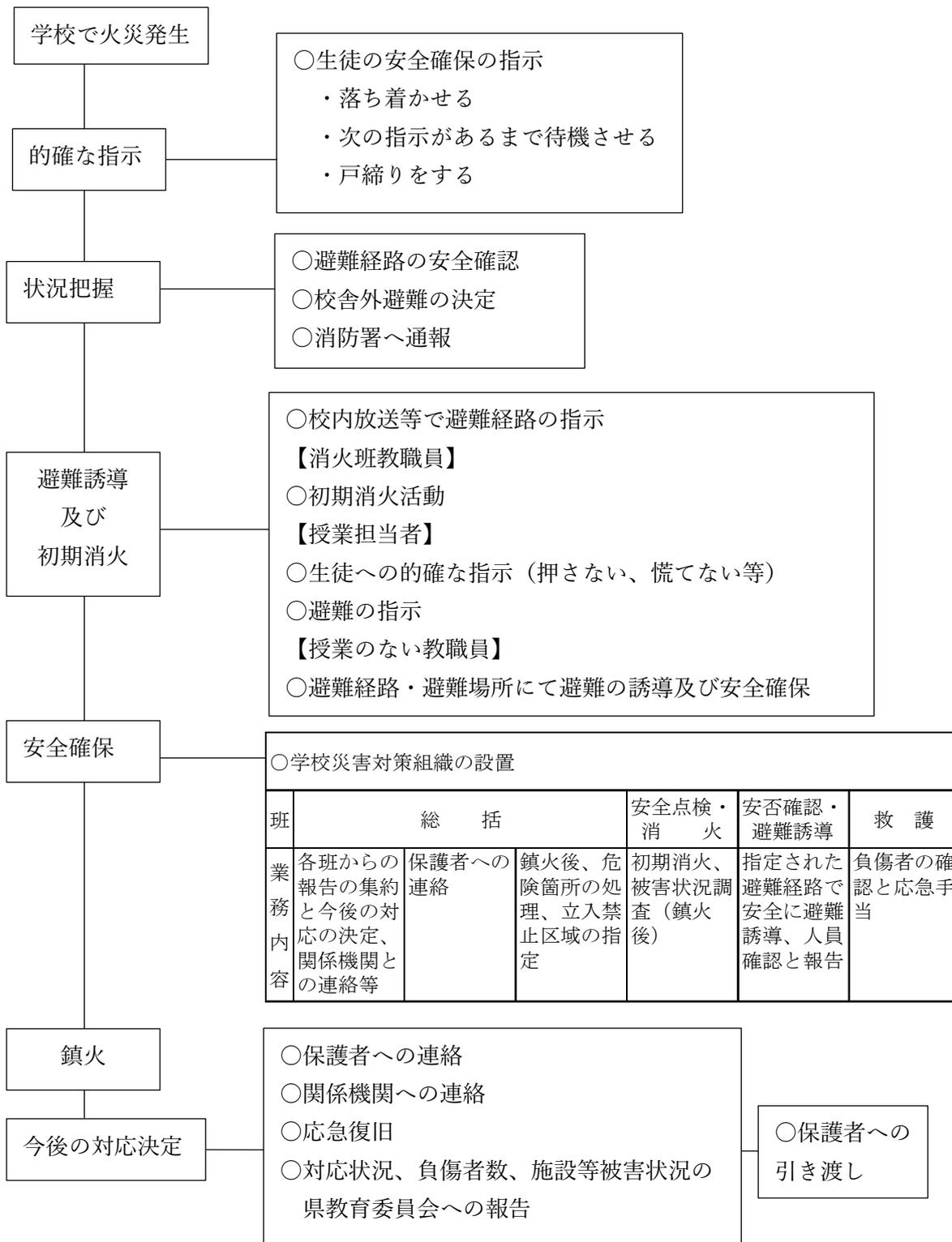
○登下校中などに生徒がかかわる交通事故が発生した場合



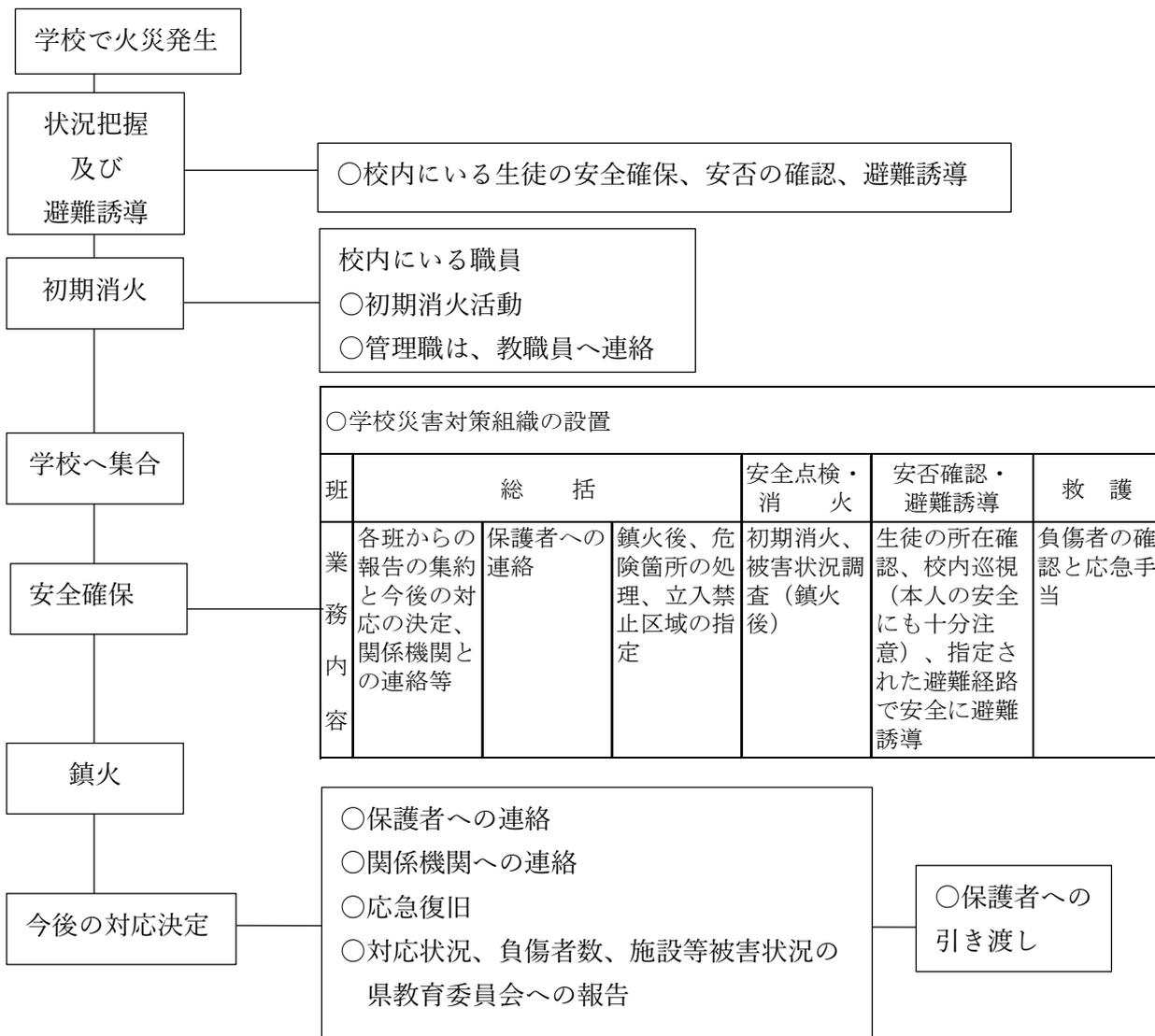
### 3-4 災害発生時の対応

#### (1) 火災が発生した場合

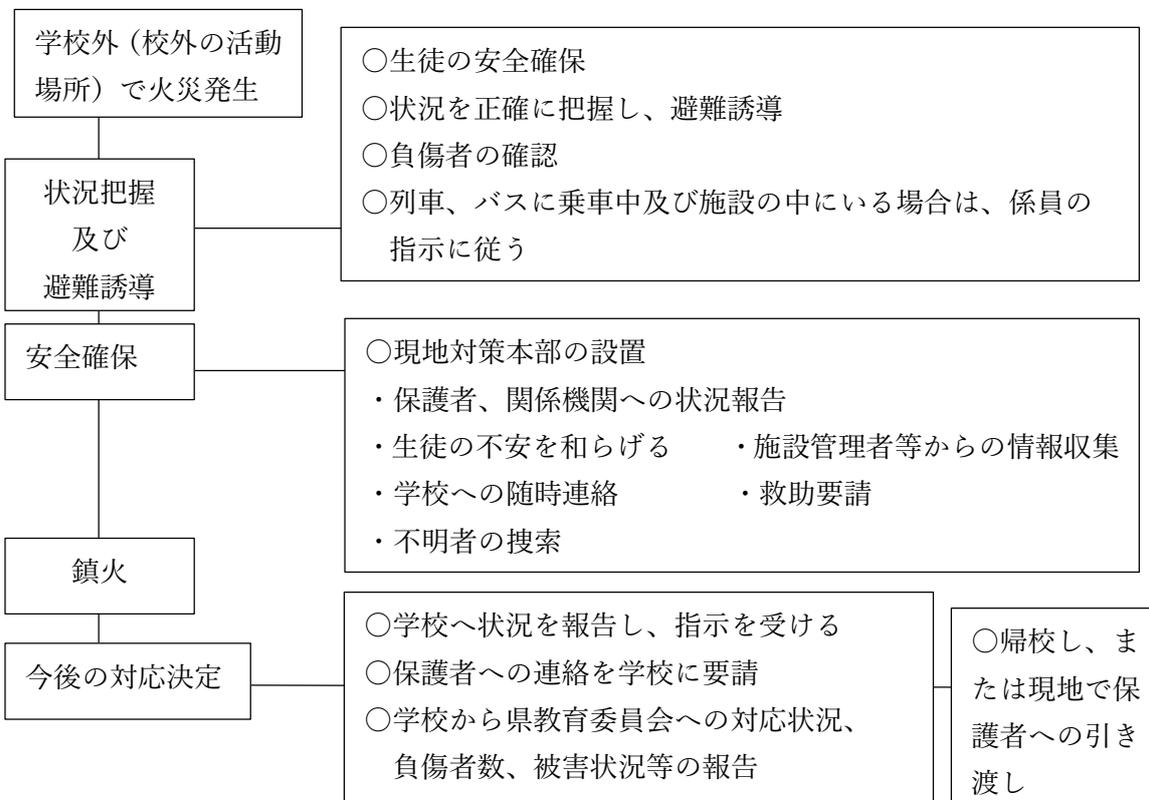
##### A 在校時



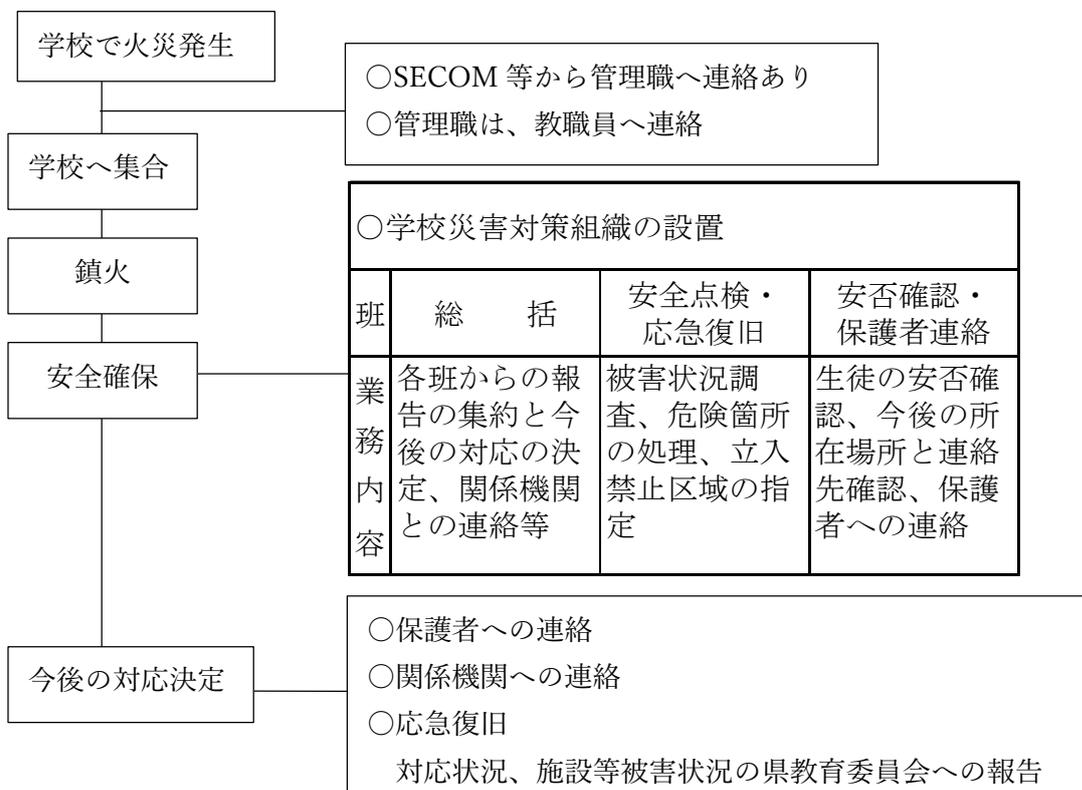
B 登下校時



### C 校外活動時



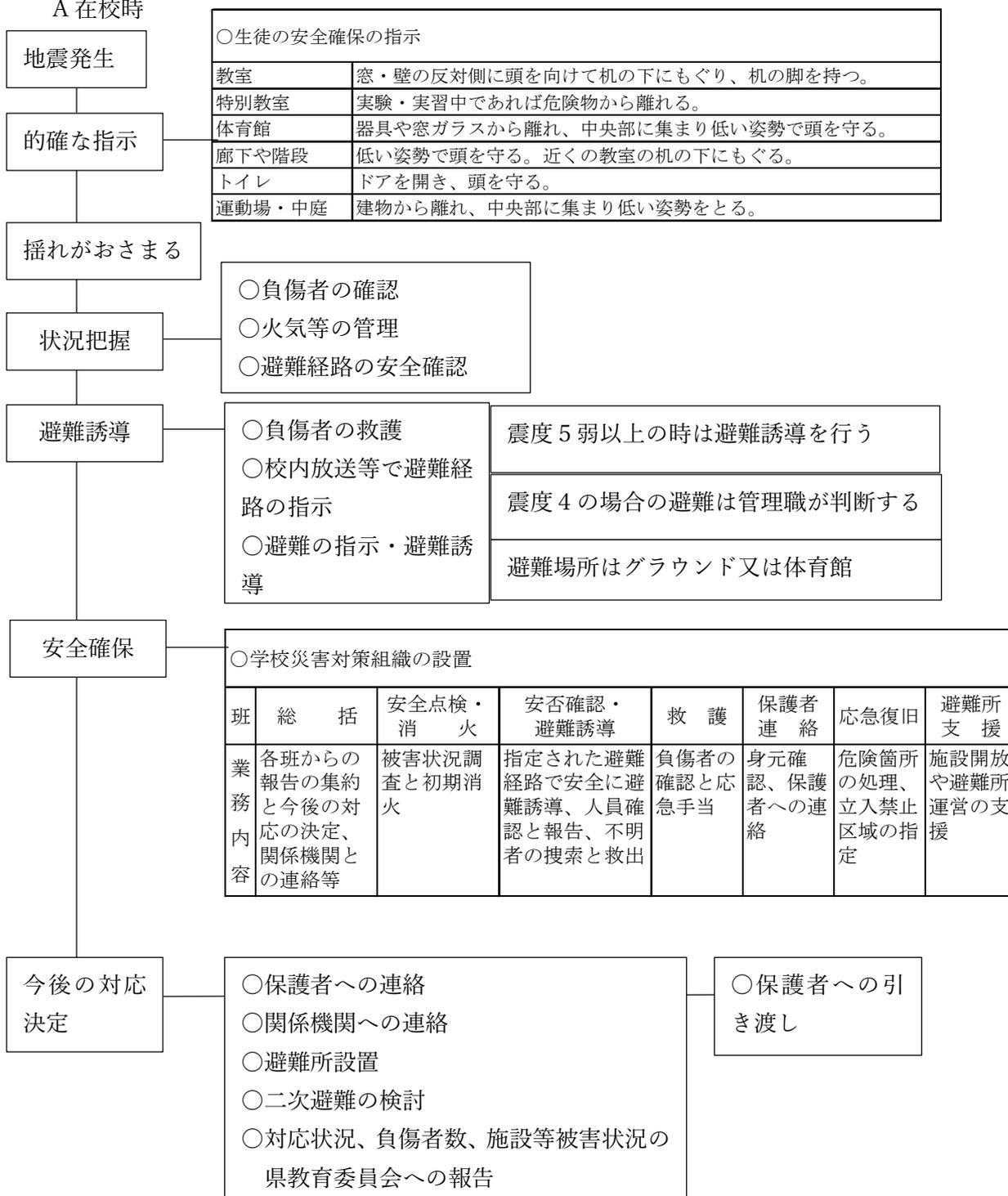
### D 在宅時



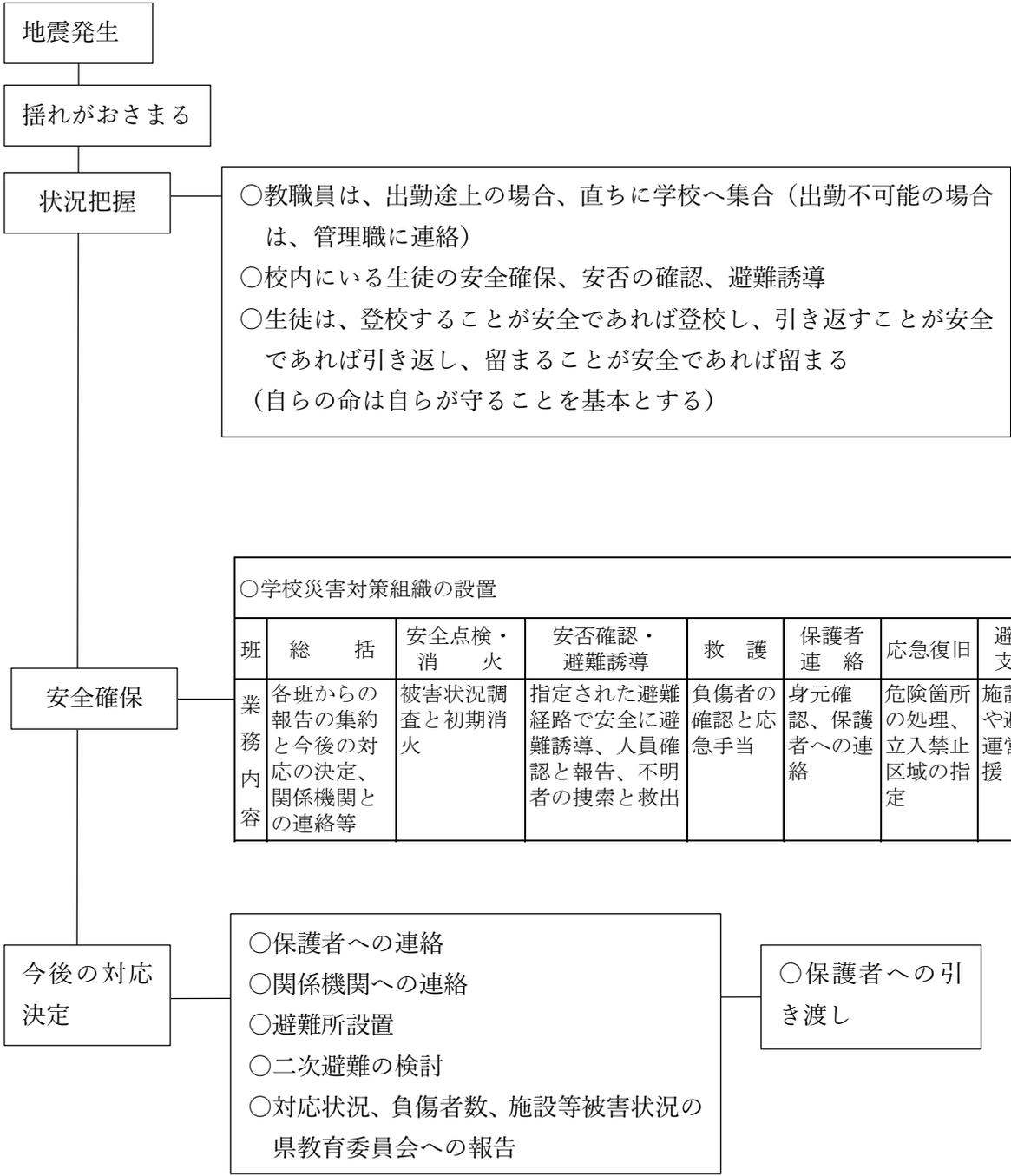
(2) ( 気象条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について 資料編 8 )

(3) 地震が発生した場合

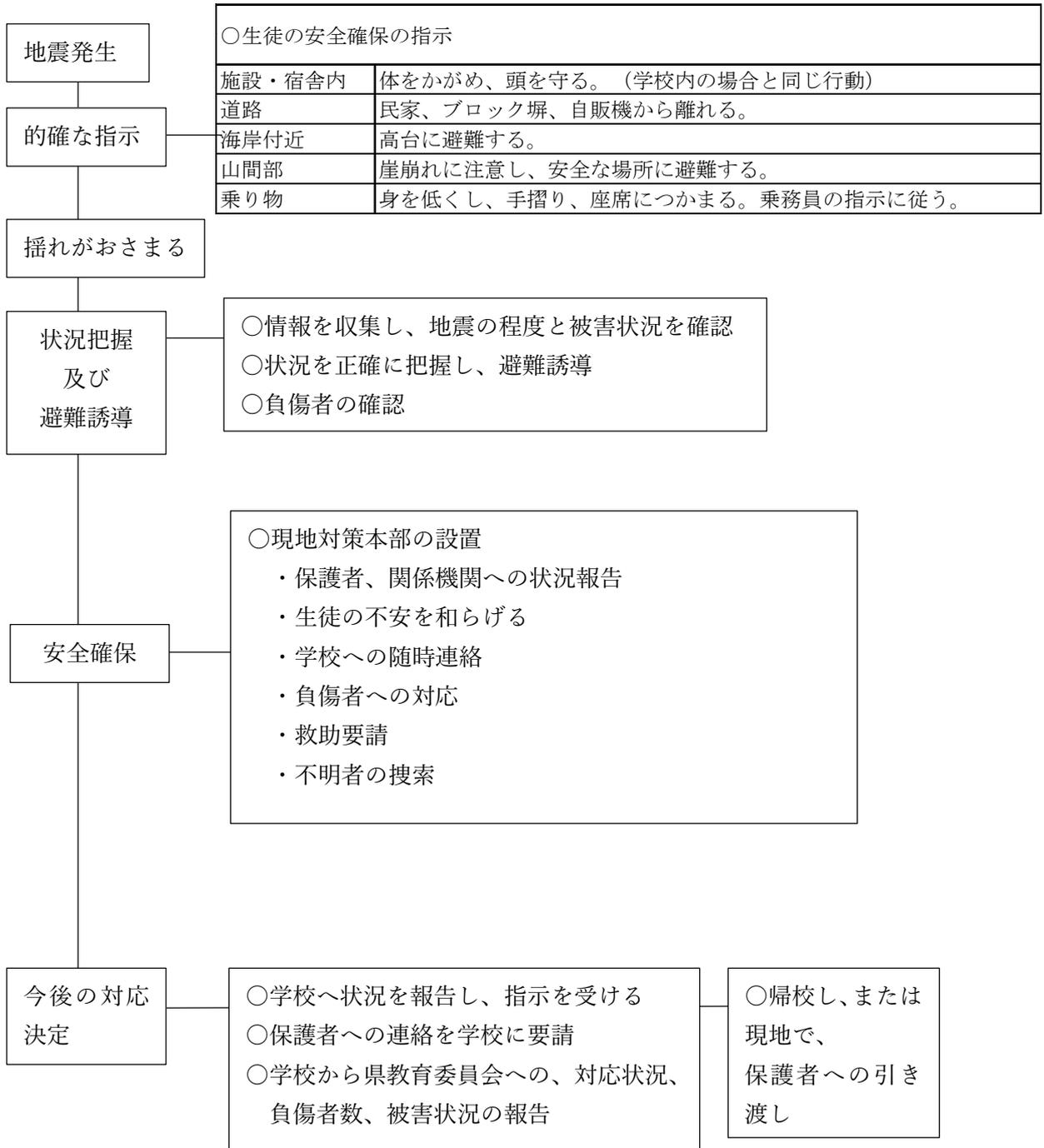
A 在校時



B 登下校時



C 校外活動時



D 在宅時

地震発生

揺れがおさまる

学校へ集合

○配備基準により学校へ集合			
第 1 配備	震度 4・5 弱	管理職	
第 2 配備	震度 5 強・6 弱	管理職・主幹教諭・学年分掌主任・事務次長	
第 3 配備	震度 6 強以上	自分と家族の安全を確保した後、可能な職員は学校に集合	

※道路寸断等出勤に支障がある場合は、出勤不可

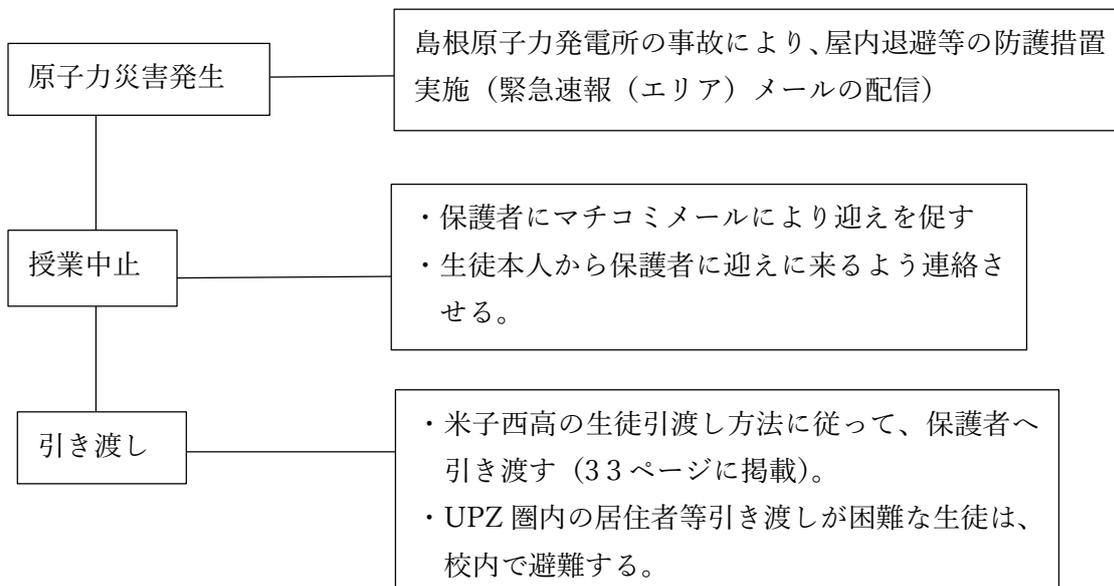
安全確保

○学校災害対策組織の設置				
班	総 括	安全点検・ 応急復旧	安否確認・ 保護者連絡	避難所支援
業 務 内 容	各班からの報告の 集約と今後の対応 の決定、関係機関 との連絡等	被害状況調査、危 険箇所の処理、立 入禁止区域の指定	生徒の安否確認、 今後の所在場所と 連絡先確認、保護 者への連絡、校内 の巡視、生徒を発 見した際の応急手 当	施設開放や避難所 運営の支援

今後の対応  
決定

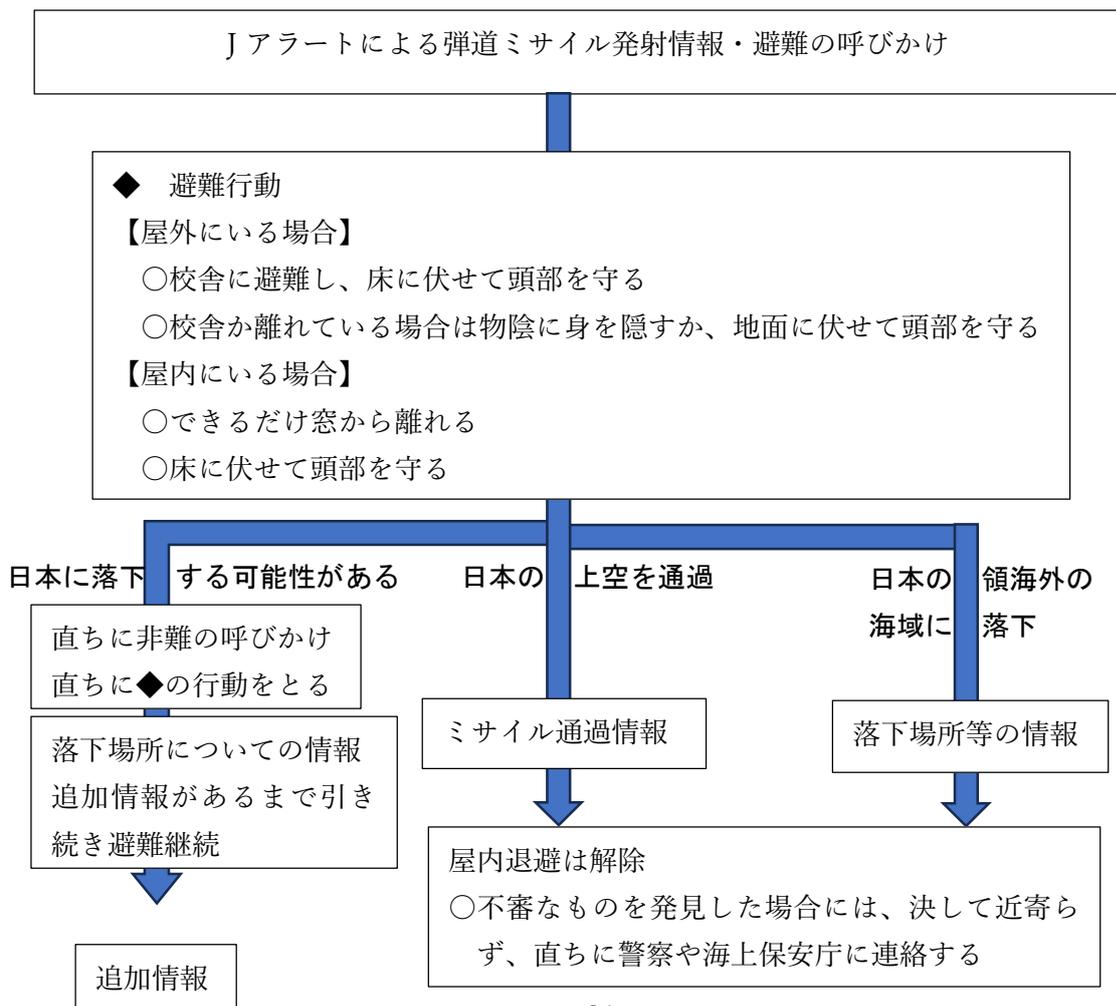
- 臨時休校等の措置
- 関係機関への連絡
- 避難所設置
- 保護者・生徒への連絡
- 対応状況、負傷者数、施設等被害状況の  
県教育委員会への報告

(4) 原子力災害が発生した場合

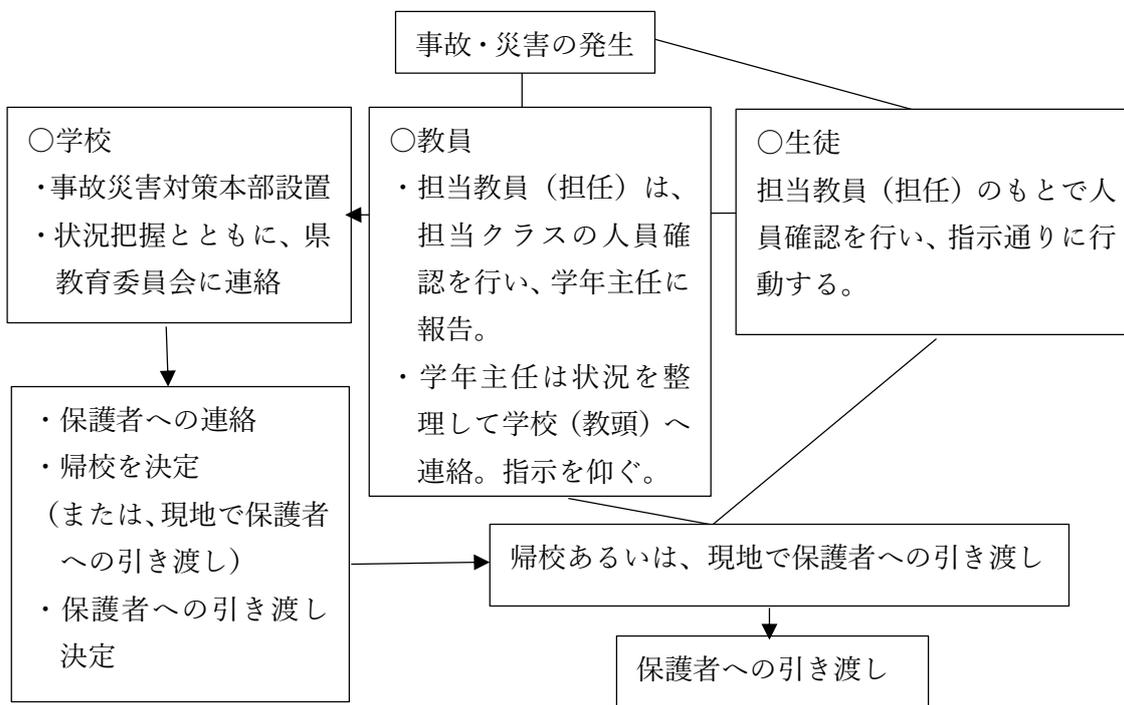


3-5 その他の危機事象の発生時の対応

○弾道ミサイル発射に係る対応について



### 3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応



## 4 事後の危機管理

### 4-1 事後（発生直後）の対応

#### ①生徒等の安否確認

- ・生存が確認できれば、「けがはないか、気分は悪くないか」などを確かめます。

#### A 在校時

- ・校舎に被災が及ぶ災害や複数が被災に遭う事件が発生して避難した場合に安否確認実施します。
- ・避難場所（グラウンド等）で、担任（担任不在の場合は副担）が生徒の安否確認を実施します。
- ・担任は、安否確認の結果を学年主任に伝え、学年主任はまとめて教頭に伝えます。
- ・各分掌主任と学年主任は、所属職員の安否確認を行い、副校長に伝えます。

#### B 放課後

- ・校舎に被災が及ぶ災害や複数が被災に遭う事件が発生して避難した場合に安否確認実施します。
- ・避難場所（グラウンド等）で、部活動顧問が生徒の安否確認を実施します。
- ・部活動に所属せず帰宅している生徒や学校を欠席していた生徒には、担任（担任不在の場合は副担任）が生徒の安否確認を実施します。

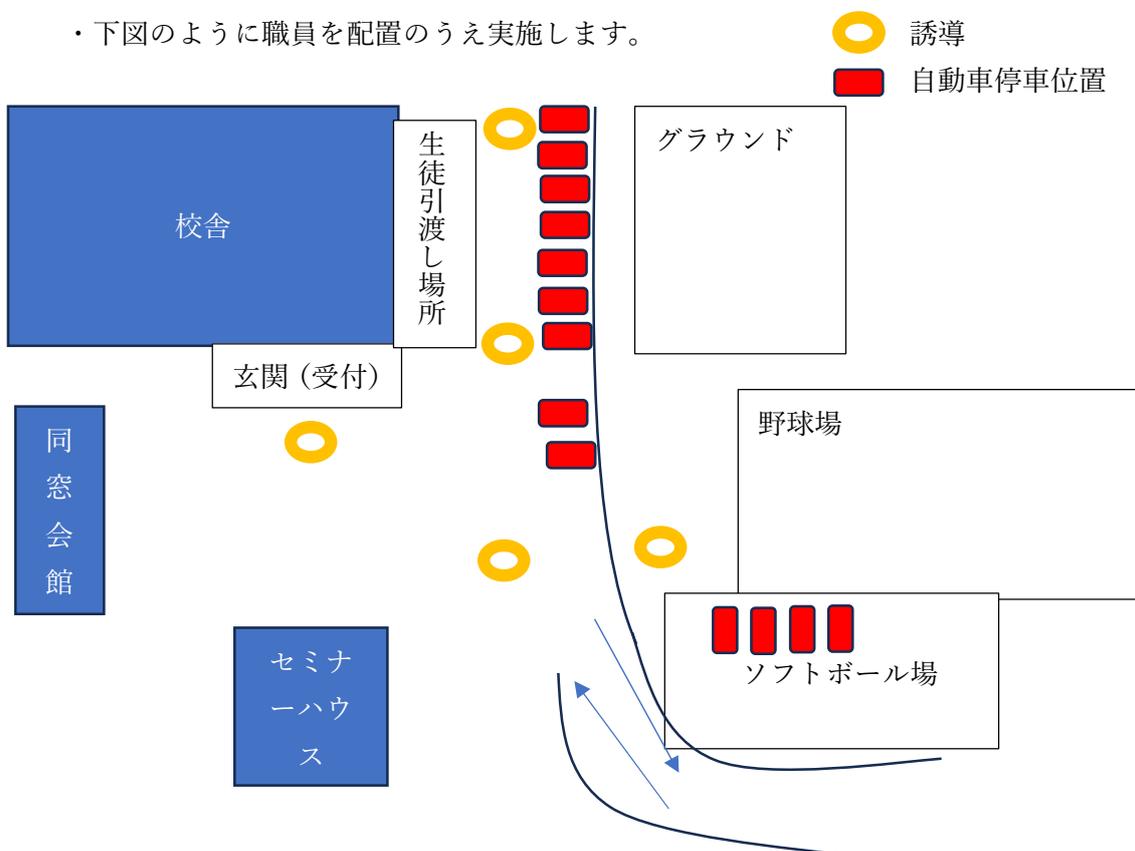
### C 在宅時

- ・複数名が被災する大規模な事故や災害発生後、生徒の安否確認を行います。
- ・管理職は、安全に出勤できる教職員に限り、出勤を命じます。
- ・生徒（教職員）の安否確認する旨を、学校ホームページ・マチコミメールで配信します。
- ・各生徒に関して、担任（担任不在の場合は副担任）が電話・GoogleClassroom で安否確認を実施します。
- ・担任は、安否確認の結果を学年主任に伝え、学年主任はまとめて教頭に伝えます。
- ・各分掌主任と学年主任は、所属職員の安否確認を行い、副校長に伝えます。

### ②引き渡しと待機

#### A 保護者への引き渡し方法

- ・管理職から、生徒を保護者へ引き渡すこと決定後、引渡しを実施します。
- ・学校ホームページ・マチコミメールで事故・災害発生につき、学校で生徒を引き渡すので、車で来校していただきたい旨を通知します。
- ・生徒からも、携帯電話等で学校に迎えに来るよう連絡を要請します。
- ・保護者到着後、生徒との連絡が取れ次第、帰宅します。
- ・大会議室を待機場所として、最後の生徒の引き渡しが終了するまで、本校職員が対応します。
- ・下図のように職員を配置のうえ実施します。



## B 待機

a (坂道の入り口)

- ・TV、ラジオ、インターネット、防災無線、自治体や県教育委員会からの情報提供等を通じて情報を収集します。
- ・大雨・土砂崩れ・地震等による道路寸断やJR不通など、保護者への引き渡しが困難な場合は、学校待機とします。
- ・学校での待機場所は基本的に男子第一選択教室、女子大会議室とします。人数が多く収容に困難をきたす場合には、3階を男子、2階を女子の待機場所とします。
- ・食料が必要となった場合は、同窓会館にある業者の食材を買い上げ、調理を実施します。なくなれば、救援物資を待つこととします。

### ③保護者・生徒・報道機関への対応

#### A 保護者

- ・被災生徒の保護者への説明は、対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにします。
- ・被災生徒の保護者は、大きなショックを受けて不安を抱えているので、家庭訪問等により継続的に寄り添っていく対応を行います。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにします。
- ・被災生徒に兄弟姉妹がある場合、その生徒へのサポートは大切です。兄弟姉妹が他校にいれば、他校と連携して継続的なサポートを行います。
- ・生徒の身体に重大な傷病があった場合、被災生徒の保護者の了解を得て保護者の意向に沿う形で、緊急保護者会を開催します。
- ・緊急保護者会では、進行を教頭、状況説明・事実確認を副校長、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

#### B 生徒

- ・事後、被災生徒の保護者の了解を得てその保護者の意向に沿う形で全校集会を開きます。
- ・被災生徒の人数、保護者の同意が得られれば学年・組・名前、被災（傷病）の状況、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

#### C 報道機関

- ・報道機関との対応窓口は管理職に一本化したうえで、県教育委員会と連携して対応します。
- ・必要があれば、被災生徒の保護者の了解を得て保護者の意向に沿う形で、記者会見を行います。
- ・記者会見では、進行を教頭、状況説明・事実確認を副校長、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

#### ④教育活動の継続

- ・教育活動の再開に関しては、県教育委員会等と協議の上、決定します。
- ・応急教育計画を作成します。応急教育活動のおよその期間、実施する場所、授業時間割、オンラインでの実施、部活動の有無などについて計画します。
- ・教育活動再開は、保護者・生徒に向けて、マチコミメール・GoogleClassroom で通知します。
- ・被災生徒はオンライン授業で対応しますが、疾病の有無などによって主治医と相談の上実施を判断します。

#### ⑤避難所運営への協力

- ・避難所として米子市の指定を受けているのは、第一体育館・第二体育館・トイレ・更衣室・廊下・トレーニング室です。
- ・避難者からの要望については、可能な限り対応します。

### 4-2 心のケア

- ・事故・災害が発生した後の生徒の心身の健康状態について、Google フォームへの入力によって把握するものとしますが、インターネット機器が使用できない場合は、対面により聞き取ることとします。
- ・心身の不調を訴える場合は、担任がその内容を直接聞き取り、生徒支援部に報告します。生徒支援部は、内容に応じて専門機関を紹介します。
- ・教職員には相談窓口を示し、不調の場合は受診を勧めます。

### 4-3 調査・検証・報告・再発防止等

- ・事故等発生の原因の解明と再発防止のため、基本調査を行います。基本調査は、事故に関係する生徒・教職員を対象として実施します。生徒への調査は、担任（担任不在の場合は副担任等）が行い、教職員への調査は、管理職が行います。場合によっては、調査を学校と利害関係のない第三者に依頼することがあります。
- ・内容は、事態に至る経緯とともに、「いつ・誰が（誰と）・何を・どうしたか」について、時系列になるように調査します。
- ・学校が知り得た事実は、被災生徒の保護者に対して正確に伝える等、誠意ある事態への対応に努めます。保護者への説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施します。
- ・県教育委員会への報告は、事故発生後第一報を管理職から連絡し、報告内容が確定次第文書で報告します。また、必要であれば臨時スクールカウンセラーの配置等支援要請を行います。
- ・調査・検証から再発防止策を講じ、職員に実施の徹底を図ります。
- ・再発防止策を考慮した危機管理マニュアルに改め、備えとします。